

参考資料 5

○参照条文等

- ・ P2～P14 防火及び遮音に関する技術基準について
- ・ P15～P60 工事監理制度について
- ・ P61～P90 建築確認検査制度について
- ・ P91～P96 違反事案対応について
- ・ P97～P99 建設業法関係について
- ・ P100 罰則について

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（長屋又は共同住宅の各戸の界壁）

第三十条 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、小屋裏又は天井裏に達するものとするほか、その構造を遮音性能（隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために界壁に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（遮音性能に関する技術的基準）

第二十二條の三 法第三十条（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）

の政令で定める技術的基準は、次の表の上欄に掲げる振動数の音に対する透過損失がそれぞれ同表の下欄に掲げる数値以上であることとする。

振動数（単位 ヘルツ）	透過損失（単位 デシベル）
一二五	二五
五〇〇	四〇
二、〇〇〇	五〇

○遮音性能を有する長屋又は共同住宅の界壁の構造方法を定める件（昭和四十五年十二月二十八日建設省告示第千八百二十七号）（抄）

第一 下地等を有しない界壁の構造方法

間柱及び胴縁その他の下地（以下「下地等」という。）を有しない界壁にあつては、その構造が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造で厚さが十センチメートル以上のもの
- 二 コンクリートブロック造、無筋コンクリート造、れんが造又は石造で肉厚及び仕上げ材料の厚さの合計が十センチメートル以上のもの
- 三 土蔵造で厚さが十五センチメートル以上のもの
- 四 厚さが十センチメートル以上の気泡コンクリートの両面に厚さが一・五センチメートル以上のモルタル、プラスター又はしつくいを塗つたもの
- 五 肉厚が五センチメートル以上の軽量コンクリートブロックの両面に厚さが一・五センチメートル以上のモルタル、プラスター又はしつくいを塗つたもの
- 六 厚さが八センチメートル以上の木片セメント板（かさ比重が〇・六以上のものに限る。）の両面に厚さが一・五センチメートル以上のモルタル、プラスター又はしつくいを塗つたもの
- 七 鉄筋コンクリート製パネルで厚さが四センチメートル以上のもの（一平方メートル当たりの質量が百十キログラム以上のものに限る。）の両面に木製パネル（一平方メートル当たりの質量が五キログラム以上のものに限る。）を堅固に取り付けたもの
- 八 厚さが七センチメートル以上の土塗真壁造（真壁の四周に空隙のないものに限る。）

第二 下地等（堅固な構造としたものに限る。以下同じ。）を有する界壁の構造方法
下地等を有する界壁にあつては、その構造が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 下地等の両面を次のイからニまでのいずれかに該当する仕上げとした厚さが十三センチメートル以上の大壁造であるもの

- イ 鉄網モルタル塗又は木ずりしつくい塗で塗厚さが二センチメートル以上のもの
 - ロ 木毛セメント板張又は石膏(こう)ボード張の上に厚さ一・五センチメートル以上のモルタル又はしつくいを塗つたもの
 - ハ モルタル塗の上にタイルを張つたものでその厚さの合計が二・五センチメートル以上のもの
 - ニ セメント板張又は瓦張の上にモルタルを塗つたものでその厚さの合計が二・五センチメートル以上のもの
- 二 次のイ及びロに該当するもの
- イ 界壁の厚さ(仕上材料の厚さを含まないものとする。)が十センチメートル以上であり、その内部に厚さが二・五センチメートル以上のグラスウール(かさ比重が〇・〇二以上のものに限る。)又はロックウール(かさ比重が〇・〇四以上のものに限る。)を張つたもの
 - ロ 界壁の両面を次の(1)又は(2)のいずれかに該当する仕上材料で覆つたもの
 - (1) 厚さが一・二センチメートル以上のせつこうボード、厚さが二・五センチメートル以上の岩綿保温板又は厚さが一・八センチメートル以上の木毛セメント板の上に厚さが〇・〇九センチメートル以上の垂鉛めつき鋼板を張つたもの
 - (2) 厚さが一・二センチメートル以上のせつこうボードを二枚以上張つたもの

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～六 （略）

七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

七の二～三十五 （略）

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（耐火性能に関する技術的基準）

第一百七条 法第二条第七号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱がそれぞれ次の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

建築物の階		最上階及び最上階から数えた階数が二以上で四以内の階	最上階から数えた階数が五以上で十四以内の階	最上階から数えた階数が十五以上の階
壁	間仕切り壁（耐力壁に限る。）	一時間	二時間	二時間
	外壁（耐力壁に限る。）	一時間	二時間	二時間
柱		一時間	二時間	三時間
床		一時間	二時間	二時間
はり		一時間	二時間	三時間
屋根		三十分間		

階段	三十分間
一～三 省略	

二 壁及び床にあつては、これらに通常の火災による火熱が一時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあつては、三十分間）加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として国土交通大臣が定める温度（以下「可燃物燃焼温度」という。）以上に上昇しないものであること。

三 （略）

○耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年五月三十日建設省告示第千三百九十九号）

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第二号へ及び第五号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 （略）

二 令第百七条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあつては、通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。）に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、前号に定める構造とするか、又は次のイからへまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造で厚さが七センチメートル以上のもの

ロ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが三センチメートル以上の鉄網モルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

ハ 軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが四センチメートル以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの

ニ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚が五センチメートル以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが四センチメートル以上のもの

ホ コンクリートブロック造、無筋コンクリート造、れんが造又は石造で肉厚及び仕上材料の厚さの合計が七センチメートル以上のもの

へ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

(1) 強化せっこうボード(ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたものに限る。以下同じ。)を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のもの

(2) 強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が三十六ミリメートル以上のものの上に厚さが八ミリメートル以上の繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板に限る。)を張ったもの

(3) 厚さが十五ミリメートル以上の強化せっこうボードの上に厚さが五十ミリメートル以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの

三 令第百七条第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、前号に定める構造とすることとする。

四～七 (略)

第二～第六 (略)

○建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号) (抄)

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～七 (略)

七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能(通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口において同じ。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

八～三十五 (略)

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（準耐火性能に関する技術的基準）

第一百七条の二 法第二条第七号の二の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	四十五分間
	外壁（耐力壁に限る。）	四十五分間
柱		四十五分間
床		四十五分間
はり		四十五分間
屋根（軒裏を除く。）		三十分間
階段		三十分間

- 二 壁、床及び軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。第二百二十九条の二の三第一項において同じ。）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあつては、三十分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

- 三 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあつては、三十分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

○準耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年五月二十四日建設省告示第千三百五十八号）

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ、第三号ハ及びニ並びに第五号ニ及びホに定める構造方法にあっては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一～二 （略）

三 令第百七条の二に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 一時間準耐火基準に適合する構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。

ロ 四十五分間倒壊等防止認定構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。

ハ 間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に次の（1）から（6）までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ（1）（i）から（v）までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

（1） 一時間準耐火構造告示第一第三号ハ（1）から（6）までのいずれかに該当するもの

（2） 厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの

（3） 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

（4） モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの

（5） セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が二十五ミリメートル以上のもの

（6） 厚さが二十五ミリメートル以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの

ニ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、その屋外側の部分に次の（1）又は（2）に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ（2）

(i) 又は (ii) に該当する防火被覆が設けられた構造（間柱及び下地を木材のみで造ったものを除く。）とすること。

(1) 一時間準耐火構造告示第一第三号ハ（1）から（3）までのいずれかに該当するもの

(2) ハ（2）から（6）までのいずれかに該当するもの

ホ 一時間準耐火構造告示第一第一号ホに定める構造とすること。

四～五 （略）

第二 （略）

第三 令第七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるもの（第三号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 一時間準耐火基準に適合する構造とすること。

二 四十五分間倒壊等防止認定構造とすること。

三 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 表側の部分に次の（1）から（4）までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

(1) 厚さが十二ミリメートル以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの（以下「合板等」という。）の上に厚さが九ミリメートル以上のせっこうボード若しくは軽量気泡コンクリートパネル又は厚さが八ミリメートル以上の硬質木片セメント板を張ったもの

(2) 厚さが十二ミリメートル以上の合板等の上に厚さ九ミリメートル以上モルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。以下同じ。）又はせっこうを塗ったもの

(3) 厚さが三十ミリメートル以上の木材

(4) 畳（ポリスチレンフォームの畳床を用いたものを除く。）

ロ 裏側の部分又は直下の天井に次の（1）から（3）までのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

(1) 一時間準耐火構造告示第三第三号ロ（1）、（2）又は（4）のいずれかに該当するもの

(2) 厚さが十五ミリメートル以上の強化せっこうボード

- (3) 厚さが十二ミリメートル以上の強化せっこうボード（その裏側に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）又はグラスウール（かさ比重が〇・〇二四以上のものに限る。以下同じ。）を設けたものに限る。）

四 一時間準耐火構造告示第三第四号に定める構造とすること。この場合において、同号イ（1）（i）中「四・五センチメートル」とあるのは「三・五センチメートル」と、同号イ（1）（ii）中「六センチメートル」とあるのは「四・五センチメートル」と読み替えるものとする。

第四～第六 （略）

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～七の二 （略）

八 防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しつくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九～三十五 （略）

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（防火性能に関する技術的基準）

第一百八条 法第二条第八号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 耐力壁である外壁にあつては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後三十分間構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

二 外壁及び軒裏にあつては、これらに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後三十分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

○防火構造の構造方法を定める件（平成十二年五月二十四日建設省告示第千三百五十九号）

第一 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。

一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次のいずれかに該当するもの（ハ（3）（i）（ハ）及び（ii）（ホ）に掲げる構造方法を組み合わせた場合にあつては、土塗壁と間柱及び桁との取合いの部分を、当該取合いの部分にちりじゃくりを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

イ 準耐火構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。

ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める防火被覆が設けられた構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。

(1) 屋内側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(i) 平成十二年建設省告示第千三百五十八号第一第一号ハ（1）（iii）から（v）まで又は（2）（i）のいずれかに該当するもの

(ii) 厚さ九・五ミリメートル以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）を張ったもの

(iii) 厚さ七十五ミリメートル以上のグラスウール又はロックウールを充填した上に厚さ四ミリメートル以上の合板、構造用パネル、パーティクルボード又は木材を張ったもの

(2) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(i) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号第一第三号ハ（1）又は（2）に該当するもの

(ii) 塗厚さが十五ミリメートル以上の鉄網モルタル

(iii) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ十ミリメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの

(iv) 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの

(v) モルタルの上にタイルを張ったもので、その厚さの合計が二十五ミリメートル以上のも

(vi) セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったもので、その厚さの合計

が二十五ミリメートル以上のもの

(vii) 厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの

(viii) 厚さが二十五ミリメートル以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの

ハ 間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次のいずれかに該当する構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。

(1) 土蔵造

(2) 土塗真壁造で、塗厚さが四十ミリメートル以上のもの（裏返塗りをしないものにあつては、間柱の屋外側の部分と土壁とのちりが十五ミリメートル以下であるもの又は間柱の屋外側の部分に厚さが十五ミリメートル以上の木材を張ったものに限る。）

(3) 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りではない。

(i) 屋内側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(イ) 平成十二年建設省告示第千三百五十八号第一第一号ハ (1) (i) 又は (iii) から (v) までのいずれかに該当するもの

(ロ) ロ (1) (ii) 又は (iii) に該当するもの

(ハ) 土塗壁で塗厚さが三十ミリメートル以上のもの

(ii) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの

(イ) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号第一第三号ハ (1) 又は (4) から (6) までのいずれかに該当するもの

(ロ) 塗厚さが二十ミリメートル以上の鉄網モルタル又は木ずりしゅくい

(ハ) 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしゅくいを塗ったもの

(ニ) 土塗壁で塗厚さが二十ミリメートル以上のもの（下見板を張ったものを含む。）

(ホ) 厚さが十二ミリメートル以上の下見板（屋内側が (i) (ハ) に該当する場合に限る。）

(ヘ) 厚さが十二ミリメートル以上の硬質木片セメント板を張ったもの

(ト) 厚さが十五ミリメートル以上の窯業系サイディング（中空部を有する場合にあつては、厚さが十八ミリメートル以上で、かつ、中空

部を除く厚さが七ミリメートル以上のもの) を張ったもの
(チ) ロ (2) (v) から (viii) までのいずれかに該当するもの

二 (略)

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（建築物の設計及び工事監理）

第五条の六 建築士法第三条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第三条の二第一項（同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）若しくは第三条の三第一項（同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物又は同法第三条の二第三項（同法第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく条例に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。

2～3 （略）

4 建築主は、第一項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

5 前項の規定に違反した工事は、することができない。

○建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～7 （略）

8 この法律で「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認することをいう。

9～10 （略）

（設計及び工事監理）

第十八条 建築士は、設計を行う場合においては、設計に係る建築物が法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するようにしなければならない。

2 （略）

3 建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおり実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事

を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。

4 (略)

(業務に必要な表示行為)

第二十条 (略)

2 (略)

3 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、その結果を文書で建築主に報告しなければならない。

4～5 (略)

(知識及び技能の維持向上)

第二十二条 建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

○平成三十一年国土交通省告示第九十八号

(略)

第一～第四 (略)

別添一

標準業務は、設計又は工事監理に必要な情報が提示されている場合に、一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務とし、その内容を以下に掲げる。

1 (略)

2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務

一 工事監理に関する標準業務

前項第二号ロに定める成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認するために行う次に掲げる業務をいう。

項目		業務内容
(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について建築主に説明する。
	(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、建築主と協議する。
(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。
	(ii) 質疑書の検討	工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。
(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設

<p>び報告</p>		<p>計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。</p>
	<p>(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告</p>	<p>設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。</p>
<p>(4) 工事と設計図書との照合及び確認</p>	<p>工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。</p>	
<p>(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等</p>	<p>工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおり施工しない理由について建築主に書面で報告した場合には、建築主及び工事施工者と協議する。</p>	
<p>(6) 工事監理報告書等の提出</p>	<p>工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、工事監理報告書等を建築主に提出する。</p>	

二 (略)

別添二～四 (略)

工事監理ガイドライン

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準（平成21年国土交通省告示第15号）別添一第2項「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」のうち、第一号「工事監理に関する標準業務」の表第（4）欄に掲げる「工事と設計図書との照合及び確認」の業務内容に示す「確認対象工事に応じた合理的方法」について具体的に例示することを目的とする。

このガイドラインにおいて、確認対象工事は、戸建木造住宅（軸組工法及び枠組壁工法によるものに限る。以下同じ。）及び戸建木造住宅以外の建築物（以下「非木造建築物」という。）に係る建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調換気設備工事及び昇降機等工事（建築物の新築に係るものに限る。）とする。

2. 用語の定義

このガイドラインで使用する用語の定義は次のとおり。

- 工事監理 : その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。
- 工事監理者 : 工事監理をする者をいう。
- 建築主 : 建築物に関する工事の請負契約（以下「工事請負契約」という。）の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 工事施工者 : 建築物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 設計図書 : 建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。
- 品質管理記録 : 自主検査記録、施工記録、試験成績書、材料搬入報告書等工事請負契約に基づいて工事施工者が作成する工事に関して行う品質管理に係る記録をいう。
- 立会い確認 : 施工の各段階で、工事現場等において、工事監理者自らが目視、計測、試験、触診、聴音等を行う方法、又は工事監理者が工事

施工者が行うこれらの行為に立ち会う方法により、当該工事又はその一部を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。

書類確認 : 施工の各段階で、工事請負契約の定めに基づいて工事施工者から品質管理記録が提出される場合において、工事監理者がその品質管理記録を設計図書と照合して確認することにより、当該工事又はその一部を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。

3. 「工事と設計図書との照合及び確認」の方法

(1) 基本的な考え方

工事監理者による「工事と設計図書との照合及び確認」は、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により行うこととされているが、その具体的方法等は、(2)及び(3)によることが考えられる。

(2) 具体的方法等

工事監理者は、立会い確認若しくは書類確認のいずれか又は両方を併用して、「工事と設計図書との照合及び確認」を行う。

① 立会い確認

原則として、施工の各段階で、その段階で確認する工程について、初回は詳細に確認を実施し、以降は設計図書のとおりを実施されていると確認された(以下「合格した」という。)工程(当該工程が合格したときと同じ材料が使われているものに限る。)については、抽出による確認を実施する。

② 書類確認

原則として、施工の各段階で、その段階で提出される品質管理記録の内容について、初回は詳細に確認を実施し、以降は合格した工程(当該工程が合格したときと同じ材料が使われているものに限る。)については、抽出による確認を実施する。

③ 抽出による確認

立会い確認及び書類確認における抽出を行うにあたっては、それまでの施工状況や提出書類の状況等を踏まえつつ、工事内容や設計内容に応じた効果的な抽出率をその都度設定することとする。

(3) 記録の整備

工事監理者は、「工事と設計図書との照合及び確認」に当たっては、建築士法第20条第3項の規定による報告書の参考資料として、「工事と設計図書との照合及び確認」を行った記録を整備する。

4. 確認項目及び確認方法の例示一覧

(1) 確認項目及び確認方法の例示一覧

建築士法において工事監理とは、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていないが、個別の工事に応じた「工事と設計図書との照合及び確認」について、確認項目及び確認方法として、それぞれの建築物や工事の種類に応じ、別紙の例示一覧によることが考えられる。

- ① 非木造建築物 建築工事（別紙1）
- ② 非木造建築物 電気設備工事（別紙2）
- ③ 非木造建築物 給排水衛生設備工事・空調換気設備工事（別紙3）
- ④ 非木造建築物 昇降機等工事（別紙4）
- ⑤ 戸建木造住宅（別紙5）

(2) 留意事項

次に掲げる事項に留意すること。

① 「一般共通事項」

「工事の種別」欄における「1. 一般共通事項」は、それ以降の工事種別に共通の事項であり、それぞれの工事種別における確認に当たっては、当該部分の確認項目等と併せて適用すること。

② 「確認項目」欄

(イ) 「確認項目」欄に示す項目は、工事の状況や工事監理の対象となる建築物の特性により追加し、また各確認項目に該当する対象工種・部位等がない場合等は適用しないこと。

(ロ) 設計図書に特に定めがある場合には、一覧に示す確認内容に項目を加えて、それらに係る確認を行うこと。

③ 「具体的な確認方法」欄

複数の確認方法が併記されている場合には、これらの確認方法のいずれか一つ又は複数の方法の組み合わせにより確認を行うこと。なお、いずれの方法を採用するかについては、工事の状況や工事監理の対象となる建築物の特性に応じて、工事監理者が合理的であると判断した方法を選択すること。

確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 建築工事）

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
1.一般共通事項	1.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 規格（認定を受けた材料を含む） 品質、性能 ホルムアルデヒド等の発散 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 試験に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認 <ol style="list-style-type: none"> 規格品であることの確認 品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認 材料の各報告書を受理し、内容を確認 	
	1.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 認定を受けた工法 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 試験に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認 <ol style="list-style-type: none"> 規格品であることの確認 品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認 材料の各報告書を受理し、内容を確認 	
2.仮設工事	2.1 施工	1) 敷地の状況及び縄張り	<ul style="list-style-type: none"> 敷地状況、境界石の位置、隣地との高低差 建築物等位置 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・計測記録等に係る書類確認
		2) ベンチマーク	<ul style="list-style-type: none"> 設置状態、位置 高さ（設計 GL との関係） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 設計 GL との関係（高さ）を自主検査記録・計測定記録・工事写真等により書類確認
3.土工事	3.1 材料	1) 埋戻し土及び盛土	<ul style="list-style-type: none"> 種類、土質 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・材料搬入報告書等に係る書類確認
		3.2 施工	1) 根切り	<ul style="list-style-type: none"> 根切り底の深さ、状態 支持地盤（直接基礎の場合）
	2) 埋戻し及び盛土		<ul style="list-style-type: none"> 締固め工法、転圧厚さ 余盛り高さ 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容			
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法		
4.地業工事	4.1 材料	1) 既製コンクリート杭及び鋼杭	<ul style="list-style-type: none"> ・製造所名、規格、品質、種類、径、長さ、先端補強、標尺表示 ・外観（割れ・傷） ・継手部の溶接材料（溶接棒の規格） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
		2) 場所打ちコンクリート杭	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋（規格・種類・径・品質証明） ・コンクリート（6.1 材料、6.2 コンクリート打設 2）コンクリート受入れによる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
		3) 砂利、砂及び捨コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> ・砂利（規格・種類・粒度） ・砂（種類・粒度） ・無筋コンクリート（強度・スランプ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
	4.2 施工	1) 既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・資格（溶接技能者） ・継手の状態（杭の軸線・溶接部・機械式継手） ・杭頭の処理、補強 ・杭の位置（施工前の杭心・施工後の偏心量と杭頭の高さ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			打込工法	<ul style="list-style-type: none"> ・プレボーリング併用の場合（掘削深さ・オーガー径・オーガーの垂直度・支持地盤・支持地盤への根入れ深さ） ・建入れ（垂直度） ・落下高さ、打撃回数、貫入量、高止まり量、リバウンド量、支持力 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			セメントミルク工法	<ul style="list-style-type: none"> ・オーガー、杭本体の垂直度 ・支持地盤、オーガーの支持地盤への根入れ深さ ・安定液（濃度） ・根固め液（水セメント比・浸透・注入量・管理試験） ・杭周固定液（浸透・注入量・管理試験） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			特定埋込杭工法	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法に基づく埋込み工法として認定を受けた条件 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) 場所打ちコンクリート杭地業	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋かごの組立（径・本数・長さ・間隔・継手長さ・帯筋・スペーサー・補強リング・溶接） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 		

工事内容		工事監理者の確認内容			
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法		
		<ul style="list-style-type: none"> ・資格（施工管理技術者） ・位置、掘削深さ、径、支持地盤、支持地盤への根入れ深さ ・鉄筋継手の重ね長さとは主筋の結束 ・スライム処理 ・コンクリート打設（トレミー管の先端位置・コンクリートの天端位置） ・杭の位置（施工前の杭心・施工後の偏心量） ・アースドリル工法（安定液の品質管理・掘削孔の垂直度） ・ペント工法（上部ケーシングチューブの垂直度・鉄筋かごの共上がり） ・リバースサーキュレーション工法（泥水管理・掘削機の水平と垂直度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・資格証明書・施工記録・工事写真等に係る書類確認 		
		3) 砂利、砂及び捨コンクリート地業	砂利及び砂地業 <ul style="list-style-type: none"> ・敷均し及び締め（使用機器 1 層毎の転圧厚さ・ゆるみ・ひび割れ） ・仕上げ（天端高さ・厚さ・平たんさ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
		捨コンクリート地業	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げ（天端高さ・厚さ・平たんさ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
	4.3 試験	1) 試験杭	<ul style="list-style-type: none"> ・杭長、位置、支持地盤の土質、支持地盤への根入れ深さ ・杭の施工状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に係る立会い確認 ・試験杭報告書・工事写真等に係る書類確認 	
		2) 杭の載荷試験	<ul style="list-style-type: none"> ・載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に係る立会い確認 ・載荷試験報告書・工事写真等に係る書類確認 	
		3) 地盤の載荷試験	<ul style="list-style-type: none"> ・載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に係る立会い確認 ・載荷試験報告書・工事写真等に係る書類確認 	
		4) コンクリートの試験	<ul style="list-style-type: none"> ・6.3 試験による 	<ul style="list-style-type: none"> ・6.3 試験による 	
	5.鉄筋工事	5.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋（規格・種類・径・品質証明） ・スペーサー（材質・形状・寸法） ・溶接金網（規格・径・網目の形状・寸法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
		5.2 施工	1) 圧接継手	<ul style="list-style-type: none"> ・資格（圧接技能者・圧接継手管理技士・鉄筋ガス圧接超音波探傷検査技量資格者） ・溶接作業条件（降雨・強風） ・圧接端面（平滑処理・面取り・鉄筋冷間直角切断機の使用） ・径の異なる鉄筋の圧接 ・圧接の位置及び隣接する鉄筋の圧接位置との間隔 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・技量資格証明書・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			2) 特殊な継手	<ul style="list-style-type: none"> ・機械式継手（工法・外観） ・溶接継手（工法・外観・溶接長さ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
	3) 配筋	<ul style="list-style-type: none"> 加工（種類・径・長さ・折り曲げ） あばら筋の加工形状（接合する部材の寸法を考慮） 組立（結束・鉄筋位置・本数・最小かぶり厚さ・鉄筋主筋相互のあき・帯筋間隔・あばら筋間隔・鉄筋の水平度と垂直度） 継手（位置・長さ・方法） 定着（位置・長さ・方法・余長・フック） 貫通孔補強、開口補強、打ち継ぎ部の補強、打ち増し部の補強 スペーサー（形状・位置・間隔） 差し筋の位置と長さ 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類
	5.3 試験	1) ガス圧接 <ul style="list-style-type: none"> 外観（ふくらみの形状・寸法・圧接面のずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の偏心量・たれ・焼き割れ） 内部欠陥（不溶着部） 試験片採取後の処置 	<ul style="list-style-type: none"> 試験（外観試験・引張試験・超音波探傷試験）に係る立会い確認 試験成績書・工事写真等に係る書類確認
		不合格となった圧接部の修正 <ul style="list-style-type: none"> 外観試験の不合格部の修正 採取試験による不合格部の修正 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験成績書・施工記録・修正記録・工事写真等に係る書類確認
6.コンクリート工事	6.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> セメント（規格・種類） 骨材（規格・種類・吸水率・アルカリシリカ反応・塩化物量・粗骨材の最大寸法） 水（規格） 混和材料（規格・種類） 型枠（種類・形状） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
	6.2 施工	1) 型枠の加工及び組立 <ul style="list-style-type: none"> 主要墨、部材断面、建入れ 目地、構造スリット（位置・形状） 埋め込み金物（建具・アンカーボルト・インサート・スリーブ） セパレータ（種類・間隔） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) コンクリート打込み <ul style="list-style-type: none"> コンクリートの受入れ 指定コンクリートであることの確認 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・レディーミクストコンクリート納入書等に係る書類確認
		打込み <ul style="list-style-type: none"> 打込み箇所の清掃、型枠散水、落下高さ、打込み順序、打継ぎ時間の間隔 締固め 打継ぎ面の処理（仕切り型枠・止水処理・清掃・レイタンスの除去） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		養生 <ul style="list-style-type: none"> 養生温度、初期養生、寒冷期の保温、暑中の養生 コンクリート打設中の鉄筋保護の養生 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		打込み後 コンクリートの打上り状態 <ul style="list-style-type: none"> 型枠支柱存置期間 部材断面の寸法、平たんさ 部材位置、開口部位置、目地位置 欠陥（ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
	6.3 試験	1) フレッシュコンクリート	<ul style="list-style-type: none"> 種類、運搬時間、スランプ、フロー、空気量、塩化物量、コンクリート温度 テストピースの採取 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験成績書・工事写真等に係る書類確認
		2) 構造体コンクリート強度試験	<ul style="list-style-type: none"> 圧縮強度、管理材齢 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験成績書・工事写真等に係る書類確認
7.鉄骨工事	7.1 材料	1) 鉄骨	<ul style="list-style-type: none"> 鋼材（規格・材質・種類・断面寸法・品質証明） 高力ボルト、普通ボルト、アンカーボルト（規格・種類・寸法・ねじ形状） 頭付スタッド（規格・種類・寸法） 溶接材料（鋼材の組合せ適否・保管） デッキプレート 錆止め塗料 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・材料の認定書・工事写真等に係る書類確認
		2) 耐火被覆	<ul style="list-style-type: none"> 吹付工法 耐火板張り 耐火材巻付け 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・材料の認定書・工事写真等に係る書類確認
	7.2 施工	1) 資格	<ul style="list-style-type: none"> 溶接施工管理技術者、溶接技能者 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合の施工管理技術者、締付け技能者 専門検査会社の非破壊試験検査技術者、建築鉄骨超音波検査技術者 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・資格証明書等に係る書類確認
		2) 製作	<p>製品</p> <ul style="list-style-type: none"> 形状、寸法、ボルト孔の径、スリーブ、開口部の補強 溶接状態 摩擦面（まくれ・ひずみ・へこみ・錆の状態） スタッドボルト（径・本数・配置） 錆止め塗装範囲 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・製品確認記録・工事写真等に係る書類確認
		3) 溶接接合	<ul style="list-style-type: none"> 溶接作業条件（作業場所の気温・降雨・降雪・風） 溶接着手前（隙間・食違い・ダイヤフラムとフランジのずれ・ルート間隔・開先角度・組立・エンドタブ） 溶接作業中（予熱・溶接順序・溶接姿勢・溶接棒径・ワイヤ径・溶接電流・アーク電圧・入熱・バス間温度・スラグの清掃・裏はつり） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・測定記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		4) ボルト接合	<p>高力ボルト</p> <ul style="list-style-type: none"> 摩擦面の状態、ピンテールの破断、とも回り有無、ナット回転量、ボルト余長 <p>普通ボルト</p> <ul style="list-style-type: none"> ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・締付け確認の記録・工事写真等に係る書類確認
		5) 鉄骨建方	<ul style="list-style-type: none"> アンカーボルトの設置（位置・定着長さ・固定・養生・柱底均しモルタルの厚さ） 建方精度（柱の倒れ・スパン長さ・梁の湾曲・接合部精度） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・建方測定記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		6) 耐火被覆	<ul style="list-style-type: none"> 下地（浮き錆・付着油の除去） 被覆厚さ 耐火表示 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容			
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法		
		7) 錆止め塗装	<ul style="list-style-type: none"> 未塗装範囲 塗装損傷部分の補修状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
		8) 溶融亜鉛めっき工法	<ul style="list-style-type: none"> 溶融亜鉛めっき めっき付着量、溶接部の割れ、仕上り状態、傷の補修状態 溶融亜鉛めっき高力ボルト 摩擦面の処理 締付け（マーキングのずれ・ナット回転量・ボルト余長） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
	7.3 試験	1) 溶接接合	<ul style="list-style-type: none"> 外観（アンダーカット・ピット・オーバーラップ・割れ・クレーター・溶接ビード面形状・スラグ除去不良・すみ肉の脚長不足・突合せの余盛不足） 突合せ溶接部食違い、ダイヤフラムとフランジのずれ 内部欠陥（ブローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 超音波探傷試験に係る立会い確認 試験報告書・超音波探傷試験報告書・工事写真等に係る書類確認 	
			<ul style="list-style-type: none"> 不合格溶接の補修 外観（欠陥の補修状態） 内部欠陥（欠陥の補修状態） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 超音波探傷試験に係る立会い確認 再試験成績書・超音波探傷試験報告書・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
		2) スタッド溶接接合	<ul style="list-style-type: none"> 外観（アンダーカット・仕上り高さ・傾き） 打撃曲げ試験（曲げ角度・割れ） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 試験成績書・工事写真等に係る書類確認 	
			<ul style="list-style-type: none"> 不合格スタッド溶接の補修 補修状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 再試験成績書・工事写真等に係る書類確認 	
	8.コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	8.1 材料	1) コンクリートブロック	<ul style="list-style-type: none"> コンクリートブロック（規格・種類・寸法） モルタル（調合） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
			2) ALCパネル 押出成形セメント板	<ul style="list-style-type: none"> ALCパネル、押出成形セメント板（規格・種類・寸法） 取付け金物（規格） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		8.2 施工	1) コンクリートブロック	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋（径・間隔） まぐさ受け補強 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
			2) ALCパネル・押出成形セメント板	<ul style="list-style-type: none"> 建込（取付け金物・耐火材料の充填・開口補強材・錆止め・溶接部の処理・自重受け・埋込みアンカー・取付け金物の耐火処理） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
9. 防水工事	9.1 材料	1) アスファルト防水	<ul style="list-style-type: none"> 規格、種類、厚さ 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
		2) 改質アスファルトシート防水	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、種類、厚さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		3) 合成高分子系ルーフィングシート防水	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、種類、厚さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		4) 塗膜防水	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、種類 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		5) シーリング	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、種類 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	9.2 施工	1) アスファルト防水	<ul style="list-style-type: none"> ・下地（乾燥状態） ・ルーフィング張り（端部・立上り・ドレン回り） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 改質アスファルトシート防水	<ul style="list-style-type: none"> ・下地（乾燥状態） ・張付け、押え金物の取付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		3) 合成高分子系ルーフィングシート防水	<ul style="list-style-type: none"> ・下地 ・ルーフィングシート張付け、固定金具の取付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		4) 塗膜防水	<ul style="list-style-type: none"> ・下地（乾燥状態） ・防水材の使用量又は膜厚 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		5) シーリング	<ul style="list-style-type: none"> ・施工時の気象 ・目地寸法（幅・深さ） ・接着力（引張接着性試験・簡易接着性試験） ・施工後確認（充填・硬化・接着） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視、指触に係る確認 ・切取り試験に係る確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
10.石工事	10.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 石材（規格・種類・形状・色調・仕上げ） モルタル（調合） 取付け金物（規格・種類・形状） 	<ul style="list-style-type: none"> 見本との照合 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
	10.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 下地（鉄筋・アンカー・取付け金物・錆止め） 裏面処理 取付け（取付け金物・裏ごめモルタル・だぼの固定） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
11.タイル工事	11.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> タイル製品（規格・種類・形状・色調・裏足の形状及び寸法） モルタル（調合） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
	11.2 施工	1) 陶磁器質タイル張り	<ul style="list-style-type: none"> 下地（コンクリート素地面の状態・下地モルタル浮き・伸縮調整目地） タイルの浮き 外観（割れ・欠け・目地の通り・平たんさ） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 打診ハンマーに係る確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 陶磁器質タイル型枠先付け	<ul style="list-style-type: none"> 取付け状態 タイルの浮き 外観（割れ・欠け・目地の通り・平たんさ） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 打診ハンマーに係る確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	11.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> 接着力（引張接着強度） 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験成績書・工事写真等に係る書類確認 	
12.木工事	12.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 木材（規格・樹種・形状・寸法・含水率） 金物（形状・寸法・防錆処理） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
	12.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 表面仕上げ 防腐、防錆、防虫、防蟻処理（塗布量） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
13.屋根及びびとい工事	13.1 材料	1) 長尺金属板葺・折板葺・粘土瓦葺	<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、寸法、厚さ 留付け金物（材質・形状・防錆処理） 下葺材料（規格・種類） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) とい	<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、材種、寸法、径、厚さ 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
	13.2 施工	1) 長尺金属板葺・折板葺・粘土瓦葺	<ul style="list-style-type: none"> ・下葺き（重ね合わせ） ・各部の納まり（留付け間隔・椼木の取付け） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) とい	<ul style="list-style-type: none"> ・防火区画貫通部の処理 ・防露巻き処理 ・ルーフドレン、掃除口 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	13.3 試験	1) とい	<ul style="list-style-type: none"> ・通水 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に係る立会い確認 ・試験成績書・工事写真等に係る書類確認
14.金属工事	14.1 材料	1) 軽量鉄骨天井、壁下地	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、材質、種類、形状、寸法 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) 金属成形板張り	<ul style="list-style-type: none"> ・材質、種類、形状、寸法、表面処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		3) アルミニウム製笠木	<ul style="list-style-type: none"> ・材質、種類、形状、寸法、表面処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		4) 手すり及びタラップ	<ul style="list-style-type: none"> ・材質、種類、形状、寸法、表面処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		5) アンカー	<ul style="list-style-type: none"> ・あと施工アンカー（材質・形状・寸法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	14.2 施工	1) 軽量鉄骨天井、壁下地	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下等有効幅、天井高さ ・開口補強部（開口部の種類・補強） ・溶接部（スラグ除去・防錆処理） ・天井下地材の補強（ブレース・吊材の配置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) 金属成形板張り	<ul style="list-style-type: none"> ・割付、下地 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認
		3) アルミニウム製笠木	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金具間隔、固定度 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
	4) 手すり及びタラップ	・位置、固定度、手すりの高さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認	
	5) アンカー	・あと施工アンカー（削孔深さ・清掃・埋め込み深さ・グラウト充填）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認	
15.左官工事	15.1 材料	・モルタル（調合）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認	
	15.2 施工	1) モルタル塗り・せっこうプラスター塗り	・下地（目荒らし・水洗い） ・仕上り（むら・塗厚・平たんさ）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 床コンクリート直均仕上げ	・仕上り（むら・平たんさ）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		3) 仕上塗材仕上げ	・下地処理 ・模様、色調、つや	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		4) ロックウール吹付	・配合、かさ比重、厚さ、耐火表示	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
16.建具工事	16.1 材料	・材質、形状 ・ガラス（規格・形状・厚さ） ・シーリング材、ガスケット（規格・種類・防火性能） ・ガラスブロック（規格・種類・形状）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認	
	16.2 施工	製品 ・機能、性能、形状 ・表面処理（皮膜） ・仕上げ（塗膜厚） ・組立、作動状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認	
		施工 ・アンカーの状態 ・枠廻りの防火区画の処理（モルタル詰め・ロックウール詰め） ・機能（特定防火設備の自動閉鎖装置） ・ガラスブロック積み（目地寸法・カ骨間隔）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
17.カーテンウォール工事	17.1 材料	1) メタルカーテンウォール	<ul style="list-style-type: none"> ・金属（規格・材質・形状・寸法・板厚・色） ・シーリング・ガラス・断熱材・取付け金物（規格・種類・寸法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) PCカーテンウォール	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート（品質・種類・強度・スランプ・単位水量・調合） ・鉄筋（規格・種類・径） ・補強鉄線、シーリング、耐火目地材、取付け金物（規格・種類・寸法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	17.2 施工	1) メタルカーテンウォール	製品 <ul style="list-style-type: none"> ・取付け金物（表面処理） ・形状、寸法、仕上げ、取付けの固定度 施工 <ul style="list-style-type: none"> ・取付け（躯体付け金物の強度と精度・溶接後の錆止め・耐火被覆・防火区画の処理） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・製品確認報告書・施工記録・測定結果記録・工事写真等に係る書類確認
		2) PCカーテンウォール	製品 <ul style="list-style-type: none"> ・取付け金物（表面処理） ・形状、寸法、仕上げ、取付けの固定度 ・鉄筋の組立（配筋状態・継手・定着・かぶり厚さ） 施工 <ul style="list-style-type: none"> ・取付け（躯体付け金物の強度と精度・溶接後の錆止め・耐火被覆・防火区画の処理） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・製品確認報告書・施工記録・測定結果記録・工事写真等に係る書類確認
18.塗装工事	18.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、種類、色、防火材料の指定又は認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
	18.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> ・下地（乾燥・汚れ・平滑さ） ・塗料種類、塗り回数 ・外観（色調・塗りむら） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
19.内装工事	19.1 材料	1) ビニル床シート・ビニル床タイル・ゴム床タイル張り	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、種類、厚さ、色、模様 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) カーペット敷き	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、種類、厚さ、色、模様、防炎性能 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		3) 合成樹脂塗床	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、種類、色 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
	4) フローリング張り	・規格、種類、寸法	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認	
	5) 畳敷き	・種類、防虫処理	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認	
	6) せっこうボードその他のボード及び合板張り	・規格、種類、厚さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認	
	7) 壁紙張り	・規格、種類、色、模様、防火性能 ・接着剤（規格・種類）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認	
	8) 断熱 防露	・規格、種類、厚さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認	
	19.2 施工	1) ビニル床シート・ビニル床タイル・ゴム床タイル張り	・下地（乾燥・平滑さ） ・仕上り状態（ふくれ・はがれ）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) カーペット敷き	・下地面の清掃、接着性	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	
	3) 合成樹脂塗床	・塗付け、仕上げの種類	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	
4) フローリング張り	・仕上げ、養生	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認		
5) 畳敷き	・畳ごしらえ、敷きこみ	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認		
6) せっこうボードその他のボード及び合板張り	・仕上り状態（目地通り・不陸・目違い）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認		
7) 壁紙張り	・不燃性表示マーク ・仕上り状態（しわ・ふくれ・はがれ）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認		
8) 断熱 防露	・厚さ	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認		

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
20.ユニット及びその他の工事	20.1 材料	1) フリーアクセスフロア可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、階段滑り止め、床目地棒、黒板及びホワイトボード、鏡、表示、煙突ライニング、ブラインド、ロールスクリーン、カーテン及びカーテンレール	・規格、材質、種類	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) プレキャストコンクリート	・鉄筋（種類・径） ・コンクリート（17.1 2）PCカーテンウォールによる）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	20.2 施工	1) プレキャストコンクリート	製品 ・取付け金物（表面処理） ・形状及び仕上げ、寸法、取付けの固定度 施工 ・取付け（躯体付け金物の強度と精度・溶接後の錆止め）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認
21.排水工事	21.1 材料	・排水管、側塊、排水柵及びふた、グレーチング、鉄筋（規格・種類・寸法）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認	
	21.2 施工	・根切り（深さ・勾配） ・地業（締固め・厚さ） ・排水管の敷設（管底高さ・勾配） ・排水柵（深さ・水平度） ・マンホールふた、グレーチング（高さ・防錆処理）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・工事写真等に係る書類確認	
	21.3 試験	・通水	・試験に係る立会い確認 ・通水試験結果記録・工事写真等に係る書類確認	
22.屋上緑化工事	22.1 材料	・屋上緑化システム、屋上緑化軽量システム（防水層保護層・耐根層・保水材・排水層・透水層・土壌層） ・樹木（樹高・葉張り・幹周・樹種） ・芝張り、吹付けは種、地被類	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認	
	22.2 施工	・樹種、植栽基盤、固定、水抜き管及びルーフトレン、耐根層の水抜き管回り、支柱、かん水装置	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	

（注）建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 電気設備工事）

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
1.一般共通事項	1.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> 規格（認定を受けた材料を含む） 仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示 ホルムアルデヒド等の発散 防火区画貫通部に用いる材料（認定を受けた材料） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・機材搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認 <ul style="list-style-type: none"> ①規格品であることの確認 ②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認 ③機材の各報告書を受理し、内容を確認 	
	1.2 施工	1) 施工時	<ul style="list-style-type: none"> 認定を受けた工法 隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態） 資格（電気保安技術者） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工試験・工事写真・試験成績書等に係る書類確認 <ul style="list-style-type: none"> ①配管が隠ぺいされる場合は、コンクリート打設前及び二重天井、壁仕上げ材取り付け前に入設状態を確認 ②基礎位置、地業、配筋等についてコンクリート打設前に確認 ③防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
		2) 完成時	<ul style="list-style-type: none"> 完成状態（据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理） 機器の個別運転調整、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整（遠方発停・インターロック・故障表示を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 全装置の完成後、試運転調整が完了した状態で以下の個別確認・試験 <ul style="list-style-type: none"> ①外観 ②性能、機能 自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認
		3) 関連工事	<ul style="list-style-type: none"> 土工事、地業工事、コンクリート工事、左官工事、鉄骨（鋼材）工事は建築工事に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> 建築工事に準ずる
	1.3 試験	1) 性能試験	<ul style="list-style-type: none"> 絶縁抵抗、耐電圧、接地抵抗 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験成績書等に係る書類確認
		2) 総合性能機能試験	<ul style="list-style-type: none"> 停復電総合（商用電源から全停電状態に移行し復電後に平常に戻る一連の動作・機能・運転操作機能） 防災総合（模擬火災状態で防災設備の個別連係機能・停電時の自家発供給・復電時の正常復帰） 自動制御設備総合（関連工事間の連動制御） 中央監視盤設備総合（機器類の運転状態・故障警報・各種データ収集及び監視・自動及び手動発停操作・データ印字） セキュリティ設備（センサー・ゲート・電気錠） 水槽関連設備総合（関連工事間の連動制御） 計量・課金 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験成績書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
2.電力設備工事	2.1 機材	1) 電線類	<ul style="list-style-type: none"> 電線類（規格・種類・太さ） バスダクト（規格・種類・容量・プラグイン） ライティングダクト（規格・種類・容量） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		2) 電線保護物類	<ul style="list-style-type: none"> 金属管、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属線び（規格・種類・太さ） プルボックス、金属ダクト、トラフ（材質・形式・構造・寸法） ケーブルラック（規格・材質・エキスパンションジョイント） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		3) 配線器具	<ul style="list-style-type: none"> 規格、種類、容量 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		4) 照明器具	<ul style="list-style-type: none"> 規格、落下防止処理、振れ止め、安定器種類、光源色 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		5) 分電盤	<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、寸法 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		6) 制御盤	<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、寸法、換気装置 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		7) 電熱装置	<ul style="list-style-type: none"> 温度検出部、降雪検出部、水分検出部 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		8) 雷保護設備	<ul style="list-style-type: none"> 突針支持管（規格・材質・形状・寸法） 引下げ導線（材質・種類・寸法） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		9) 接地	<ul style="list-style-type: none"> 接地端子箱（材質・種類・形状・寸法） 埋設標（材質・文字） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		10) 外線材料	<ul style="list-style-type: none"> 電柱（規格・種類・寸法・積載荷重） 装柱材料（規格・材質・種類・寸法） がいし（規格・種類・寸法） 地中ケーブル（種類・太さ） マンホール、ハンドホール（形状・寸法・配筋・埋設標・ケーブル支持材・耐荷重） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
2.2 施工	1) 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 電線の接続（端末処理・接続状態・耐火・耐熱ケーブルの接続） 電線と機器の接続（張力・緩み防止・ターミナルプラグの状態） 電線の色別（電気方式・接地線） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) 電線類及び電線保護物類	<ul style="list-style-type: none"> 電線（種類・太さ） 隠ぺい配管、露出配管（屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔） 位置ボックス、プルボックス（用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	3) ケーブル配線	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルラック配線（荷重・離隔・耐震支持） 二重天井内配線（ケーブル集合時の許容電流・弱電流配線との接触防止・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔） 二重床内配線（損傷防止・マーキング・弱電流配線との接触防止） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	4) 架空配線	<ul style="list-style-type: none"> 建柱（位置・根入れ深さ・根かせ位置） 架線（太さ・離隔・ちょう架の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理） 支線（許容引張力・支線ガード） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	5) 地中配線	<ul style="list-style-type: none"> 掘削、埋戻し（深さ・幅・埋戻し土の種類） マンホール、ハンドホール（根切り寸法・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途表示） 管路（埋設深さ・ガス及び水配管等との離隔・建物引込み箇所の止水処理・防食処理・埋設標識シート） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	6) 接地	<ul style="list-style-type: none"> 接地極（接続・離隔・埋設深さ） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	7) 電灯・コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> 照明器具（脱落防止措置） コンセント（接地極の位置・防水形コンセントの形状） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	8) 動力設備	<ul style="list-style-type: none"> 配線（電動機への接続状態・付属ケーブルの接続状態） 機器（操作・保守スペース・相回転） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	9) 電熱設備	<ul style="list-style-type: none"> 発熱線（温度上昇・止水処理） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	10) 雷保護設備	<ul style="list-style-type: none"> 接地極（接続・離隔・埋設深さ） 受雷部（取付け・接続） 引下げ導線、避雷導線（接続） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
	11) 据付け	・アンカーボルト、点検スペース、防振措置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	
	2.3 試験	・照明器具（点灯・照度測定・照明制御装置の動作） ・コンセント（極性・回路） ・分電盤、制御盤（動作・シーケンス） ・動力設備（相回転・発停・連動・インターロック・警報）	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認	
3.受変電設備工事	3.1 機材	・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認	
	3.2 施工	1) 据付け	・アンカーボルト、点検スペース、防振措置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 配線	・機器への接続	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	3.3 試験	・配線遮断器、計器、継電器、遮断器、変圧器、コンデンサ、避雷器（動作・温度）	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認	
4.静止型電源設備工事	4.1 機材	・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認	
	4.2 施工	1) 据付け	・アンカーボルト、点検スペース、防振措置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 配線	・機器への接続	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	4.3 試験	・直流電源装置（動作） ・交流無停電電源装置（並列冗長運転・バイパス切替・全負荷・電圧補償時間）	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認	

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
5.発電設備工事	5.1 機材	1) 発電装置	共通 ・規格、寸法、連続定格出力、絶縁距離 ・配管材料（規格・材質・太さ） 発電機 ・規格、形式 原動機 ・規格、形式、構造 配電盤 ・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		2) 補機附属装置	・規格、材質、寸法	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	5.2 施工	1) 据付け	・アンカーボルト、防振措置、支持、煙道と煙突の接続	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 配管・配線	・配管（接続・支持・防振継手） ・電線類（規格・種類・太さ） ・機器への接続	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	5.3 試験		・始動停止、充気、充電、燃料消費率、振動、保安装置、圧力、ばい煙測定、騒音測定	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
6.通信・情報設備工事	6.1 機材	1) 電線類	・規格、種類、太さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		2) 電線保護物類	・金属管類、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属線び（規格・種類・太さ） ・プルボックス（材質・形式・構造・寸法） ・ケーブルラック（規格・材質・寸法）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		3) 配線器具	・通信用プラグユニット、コネクタ（規格・形式）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		4) 端子盤・機器収納ラック	・規格、材質、寸法、木板厚 ・端子類（規格・種類）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
6.2 施工	5) 自動火災報知装置	・受信機、自動閉鎖装置、非常警報装置、ガス漏れ火災警報装置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
	6) ガス漏れ火災警報装置	・受信機、検知器（構成）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
	7) その他の装置	・構内情報通信網装置、構内交換装置、情報表示装置、映像・音響装置、拡声装置、誘導支援装置、テレビ装置、監視カメラ装置、駐車場管制装置、防犯・入退室管理装置（構成）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
	1) 共通事項	・電線の接続（端末処理・接続状態・耐熱ケーブルの接続） ・電線と機器の接続（張力・緩み防止・ターミナルプラグの状態） ・電線の色別（電気方式・接地線）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) 電線類及び電線保護物類	・隠ぺい配管、露出配管（屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔） ・管の接続（管相互・異種管） ・位置ボックス、プルボックス（用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	3) ケーブル配線（光ファイバークーブルを除く）	・ケーブルラック配線（荷重・離隔・耐震支持） ・二重天井内配線（ケーブル集合時の許容電流・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔） ・二重床内配線（損傷防止・マーキング・強電流配線との接触防止）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	4) 光ファイバークーブル配線	・屈曲半径、支持、固定、防護処置、張力、止水処理	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
5) 床上配線	・ワイヤプロテクタの大きさ、固定、引き出し箇所の保護	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	
6) 架空配線	・建柱（位置・根入れ深さ・根かせ位置） ・架線（太さ・離隔・ちょう架の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理） ・支線（許容引張力・支線ガード）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	
7) 地中配線	・掘削、埋戻し（深さ・幅・埋戻し土の種類） ・マンホール、ハンドホール（根切り寸法・配筋・型枠・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途表示） ・管路（埋設深さ・ガス及び水配管等との離隔・建物引込み箇所の止水処理・防食処理・埋設標識シート）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
	8) 接地	・接地極（接続・離隔・埋設）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	
	9) 据付け	・アンカーボルト、点検スペース、防震措置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	
	6.3 試験	・構内情報通信網（送受信機能・通信機能） ・構内交換（基本機能・サービス機能） ・拡声、情報表示、誘導支援（動作） ・テレビ（出力レベル・電界強度） ・監視カメラ（視界・画質・操作・映像切替） ・駐車場管制、防犯、拡声（動作） ・自動火災報知、ガス漏れ火災報知（動作） ・光ファイバーケーブル配線（接続損失）	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認	
7.中央監視制御設備 工事	7.1 機材	・警報盤、簡易型監視制御装置、監視制御装置（構成） ・電線類（規格・種類・太さ）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認	
	7.2 施工	1) 据付け	・アンカーボルト、点検スペース、防振措置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 配線	・機器への接続	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	7.3 試験	・監視制御装置（動作）	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認	

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
8.医療関係設備	8.1 機材	1) 非接地電源用分電盤	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、材質、構造、寸法 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		2) 呼出装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール装置、情報通信網対応形ナースコール装置、携帯ナースコール装置、病床ユニット（規格・構成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	8.2 施工	1) 据付け	<ul style="list-style-type: none"> ・アンカーボルト、点検スペース、防振措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 配線	<ul style="list-style-type: none"> ・機器への接続 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	8.3 試験		<ul style="list-style-type: none"> ・分電盤、各種ナースコール装置類（動作） 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認

（注）建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 給排水衛生設備工事・空調換気設備工事）

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
1.一般共通事項	1.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> 規格（認定を受けた材料を含む） 仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示 ホルムアルデヒド等の発散 防火区画貫通部に用いる材料（認定を受けた材料） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・機材搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認 <ul style="list-style-type: none"> ①規格品であることの確認 ②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認 ③機材の各報告書を受理し、内容を確認 	
	1.2 施工	1) 施工時	<ul style="list-style-type: none"> 認定を受けた工法 隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認 <ul style="list-style-type: none"> ①配管が隠ぺいされる場合は、コンクリート打設前及び二重天井、壁仕上げ材取り付け前にふ設状態を確認 ②基礎位置、地業、配筋等についてコンクリート打設前に確認 ③防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
		2) 完成時	<ul style="list-style-type: none"> 完成状態（据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理） 機器の個別運転と調整、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整（遠方発停・インターロック・故障表示を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 全装置の完成後、試運転調整が完了した状態で、以下の個別確認・試験 <ul style="list-style-type: none"> ①外観 ②性能、機能 自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認
	1.3 試験	1) 総合調整	<ul style="list-style-type: none"> 風量調整 水量調整 室内外空気の温湿度測定 室内気流及びじんあい測定 騒音測定 飲料水の水质測定 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験成績書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
	2) 総合性能機能試験	<ul style="list-style-type: none"> ・停復電総合（商用電源から全停電状態に移行し復電後に平常に戻る一連の動作・機能・運転操作機能） ・防災総合（模擬火災状態で防災設備の個別連係機能・停電時の自家発供給・復電時の正常復帰） ・自動制御設備総合（関連工事間の連動制御） ・中央監視盤設備総合（機器類の運転状態・故障警報・各種データ収集及び監視・自動及び手動発停操作・データ印字の状態） ・セキュリティ設備（センサー・ゲート・電気錠） ・水槽関連設備総合（関連工事間の連動制御） ・計量・課金 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認 	
2.共通工事	2.1 配管工事	1) 配管材料	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様、性能 ・管及び継手（規格・材質・用途・構造） ・管端防食管継手（規格・材質・種類・形式・構造・識別塗装） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・見本・機材搬入報告書等に係る書類確認
		2) 配管付属品	<ul style="list-style-type: none"> ・一般用弁及び栓（規格・材質・形式・構造・ライニング・呼び圧力） ・量水器（方式・用途・検定の合格） ・スリーブ（材質・寸法・施工部位・貫通部の外径） ・防食材（規格・仕様・材質・厚さ） ・雑用材（仕様・材質・仕上げ・支持強度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主検査記録・規格証明書・見本・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認 ①水道事業者の承認済みであることの確認（給水装置）
		3) 計器その他	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、材質、取付け配管の用途、構造、破損時の流出防止構造、使用圧力・温度 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主検査記録・品質管理記録・規格証明書・見本・機材搬入報告書等に係る書類確認
		4) 配管施工の一般事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーターハンマー防止の措置 ・分流及び合流部分の継手種類と流れ方向、建物導入部配管の可とう性、建物エキスパンションジョイント部の状態、伸縮管継手の固定及びガイド、絶縁継手の設置箇所、管端防食管継手の使用箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・関係法令に適合している旨の資料・工事写真等に係る書類確認
		5) 管の接合	<ul style="list-style-type: none"> ・資格（溶接技能者） ・使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生 ・接合（ねじ接合・溶接接合・フランジ接合の状態） ・接着剤の塗布状態、差込み長さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・資格証明書の確認 ・自主検査記録・施工記録・見本・工事写真・溶接記録・資格証明書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		6) 勾配、吊り及び支持	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配（配管の種類による勾配・水抜き及び空気抜き位置） ・吊り及び支持（支持間隔・支持・振れ止め・埋込深さ・結露防止・絶縁処理） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主検査記録・施工記録・見本・工事写真等に係る書類確認 ①許容荷重は施工計画書で書類確認
		7) 埋設配管	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管と排水管の位置、点検口柵の設置、衝撃防護措置 ・埋設深さ、地中埋設標、地中埋設テープ ・防食処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・見本・工事写真等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
	8) 貫通部の処理	<ul style="list-style-type: none"> モルタル又はロックウールによる開口部埋戻し 不燃材料以外の配管の貫通部工法、管座金の取付け、隙間のシーリング、躯体との絶縁 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認 	
		9) 試験	<ul style="list-style-type: none"> 漏れ、強度、詰り、圧力差、試験時期 冷温水、冷却水、蒸気、油、高温水、冷媒配管（耐圧・試験圧力値・保持時間） 給水、給湯配管（水圧・試験圧力値・保持時間） 排水、通気配管（満水・通水） 消火配管（水圧・気密・試験圧力値・保持時間） 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験写真・試験成績書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
	2.2 保温、塗装及び防錆工事	1) 保温工事	<ul style="list-style-type: none"> 種類、規格、材質、保温材厚さ、耐候性 テープの巻き回数、結露処理、見切り部の保護、機器の扉・点検口の保温状態 屋外及び多湿箇所へのラッキングの継目シールの状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・機材搬入報告書・見本等に係る書類確認
		2) 塗装工事	<ul style="list-style-type: none"> 規格、種類、塗装箇所、塗り回数 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・機材搬入報告書・見本等に係る書類確認
		3) 防錆工事	<ul style="list-style-type: none"> 規格、保護皮膜の種類、膜厚、塗り回数 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・工事写真・機材搬入報告書等に係る書類確認
2.3 関連工事	<ul style="list-style-type: none"> 土工事、地業工事、コンクリート工事、左官工事、鉄骨（鋼材）工事は建築工事に準ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築工事に準ずる 		
3.空気調和設備工事	3.1 機材	1) 機器類	<ul style="list-style-type: none"> 規格、仕様、性能、材質、板厚 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 試験に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		2) ダクト及びダクト付属品	<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、厚さ 可とう性、耐圧強度、耐食性、耐久性 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		3) 制気口及びダンパー	<ul style="list-style-type: none"> 材質、構造、寸法、板厚、色、開口率 整流器の有無、作動温度、緩衝材の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	3.2 施工	1) 機器の据付け及び取付け	<ul style="list-style-type: none"> 据付け位置、アンカーボルト取付け 支持間隔、支持、振れ止め、固定支持金物 離隔（機器間・窓・ガラリ） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 ①防火処理の作業過程を目視に係る立会い確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
	2) ダクトの製作及び取付け	<ul style="list-style-type: none"> ダクトの形状及び寸法、傾斜角度、整流板の位置、はぜ部及び接続部のシール ボルト及びナットの締付け状態、補強材の取付け 支持間隔、支持、振れ止め、固定 風量測定口（取付け個数・取付け位置・点検口の位置） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 ①防火処理の作業過程を目視に係る立会い確認 	
	3) 制気口及びダンパー	<ul style="list-style-type: none"> 吹出口、吸込口、排煙口（取付け状態・操作スペース） ダンパー（操作スペース・点検口の位置・火災時に脱落のない取付け） ガラリ（止水処理） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 ①防火処理の作業過程を目視に係る立会い確認 	
4.自動制御設備工事	4.1 機材	1) 自動制御機器	<ul style="list-style-type: none"> 形式、弁（種類・材質） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認
		2) 自動制御盤	<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、構成、寸法、単位装置 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認
		3) 中央監視制御装置	<ul style="list-style-type: none"> 規格、形式、構造、容量 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認
		4) 計装用機材	<ul style="list-style-type: none"> 規格、種類、寸法、外観 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認
4.2 施工	1) 機器類及び盤類の取付け	<ul style="list-style-type: none"> 取付け位置、点検スペース 支持、固定、耐震措置 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
	2) 配管・配線	<ul style="list-style-type: none"> 支持、固定 エキスパンション部の処理、耐震措置 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 	
4.3 試験		<ul style="list-style-type: none"> 自動制御装置、端末装置、自動制御盤、中央監視盤（動作・絶縁抵抗・耐電圧） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 試験に係る立会い確認 試験成績書等に係る書類確認 	

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
5.給排水衛生設備工事	5.1 機材	1) 衛生器具	・規格、仕様、種類、仕上げ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		2) ポンプ	・仕様、性能	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		3) 温水発生機	・規格、仕様、性能	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		4) タンク	・仕様、性能、形状、寸法、吐水口空間の確保	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		5) 消火機器	・規格、材質、構造、形状、寸法、仕上げ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		6) 厨房機器	・規格、材質、寸法、板厚、仕上げ ・安全装置の有無、転倒防止措置への対応	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		7) 排水金具	・規格、材質、構造、仕上げ、トラップの封水深さ及び有効面積	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		8) 柵及びふた	・規格、材質、形状、寸法	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	5.2 施工	1) 衛生器具	・取付け状態、管との接続状態、水洗・洗浄弁の水量の調整	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認
		2) 給排水衛生機器	・アンカーボルト取付け ・据付け状態、防振措置、保有距離	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認

工事内容			工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目		確認項目	具体的な確認方法
6.ガス設備工事	6.1 機材	1) 都市ガス設備	・規格、仕様、材質、種類、構造	・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		2) 液化石油ガス設備	・規格、材質、種類、仕上げ	・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	6.2 施工	1) 都市ガス設備	・取付け状態、電気工作物との離隔距離、防錆の塗布状態 ・非破壊検査の適用箇所、支持、固定、埋設深さ、防食処理	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		2) 液化石油ガス設備	・取付け状態、電気工作物との離隔距離、転倒防止措置、調整器の設置位置、衝撃防止措置 ・防錆の塗布状態、支持、固定、埋設深さ、防食処理	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	6.3 試験		・配管（気密、耐圧、試験圧力値、保持時間、点火）	・試験成績書等に係る書類確認 ・試験に係る立会い確認
7.さく井設備工事	7.1 機材及び施工		・材質、構成、寸法 ・掘削位置、井内壁とケーシングパイプ周囲との隙間、深さ、孔径 ・電気検層図、ケーシングとスクリーンの種類及び据付け、砂利充てん、遮水状態、泥水濃度	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・機材搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	7.2 試験		・揚水（予備揚水・段階揚水・連続揚水・水位回復） ・水質	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
8.浄化槽設備工事	8.1 機材	1) 現場施工型浄化槽	・材質、構成、形式、構造、防錆処理	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		2) ユニット型浄化槽	・材質、構成、寸法	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	8.2 施工		・配管・機器の据付け状態、設置完了後の槽の清掃状態、配管接合部の接合状態	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	8.3 試験		・水張り、満水、動作、通水、試験圧力値、保持時間、機器及び制御装置の異常、騒音測定、総合運転	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
9.医療ガス設備工事	9.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> 規格、仕様、性能、材質、種類、形式、用途、最高使用圧力値、標示及び識別色による区分 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
	9.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 据付け、取付け状態、他の設備配管類及び機器との離隔、支持、固定、色別表示 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	9.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> 系統、調整圧力、流量、水圧、気密、作動、管内洗浄度、誤接続、漏えい、総合気密、区域別遮断弁作動 遠隔警報器（耐電圧・作動） 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 完工確認完了後に「確認済」の表示があることを確認 試験成績書・使用開始前に完工確認報告書等に係る書類確認

(注) 建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 昇降機等工事）

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
1.一般共通事項	1.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> 規格（認定を受けた材料を含む） 仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示 ホルムアルデヒド等の発散 防火区画貫通部に用いる材料（認定を受けた材料） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・機材搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認 <ul style="list-style-type: none"> ①規格品であることの確認 ②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認。 ③機材の各報告書を受理し、内容を確認 	
	1.2 施工	1) 施工時	<ul style="list-style-type: none"> 認定を受けた工法 隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認
		2) 完成時	<ul style="list-style-type: none"> 完成状態（据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理） 機器の個別運転と調整、動力システムのシーケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整（遠方発停・インターロック・故障表示を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 全装置の完成後、試運転調整が完了した状態で、以下の確認・試験 <ul style="list-style-type: none"> ①外観の確認 ②個別性能機能確認 自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書・指摘是正記録・是正記録写真等に係る書類確認
	1.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> 停復電総合（商用電源から全停電状態に移行し復電後に正常に戻る一連の動作・機能・運転操作機能） 防災総合（模擬火災状態で防災設備の個別連係機能・停電時自家発供給・復電時正常復帰） 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験成績書・各種測定記録等に係る書類確認 	
2.昇降機設備工事	2.1 機材	1) エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> 仕様、構造、形状、寸法 性能、救出口（形状・位置） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視・試験に係る確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		2) エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> 材質、形状、寸法、板厚 	<ul style="list-style-type: none"> 目視・試験に係る確認 自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	2.2 施工	1) エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> 固定、取付け状態、耐震措置、電気配線、換気設備 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真・規格証明書・試験成績書等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
		身体障害者付加仕様 ・機能、材質、形状、寸法、シンボルマーク、仕上げ、かご出入口検出装置の方式 ・視覚障害者用装置、点字銘板	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・規格証明書・試験成績書等に係る書類確認
		非常用エレベーター付加仕様 ・標識及び表示灯、非常スイッチ（位置・形状） ・管制運転フロー、呼び出し装置、乗降ロビーの排煙設備の位置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・規格証明書・試験成績書等に係る書類確認
		2) エスカレーター ・材質、構造、固定、仕上げ、耐震措置 ・配線状態、端子ピスの増締め、アース線接続	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・規格証明書・試験成績書等に係る書類確認
	2.3 試験	1) エレベーター ・着床精度、戸の開閉状態、セーフティシューの作動、始動電流値、管制運転、群管理機能、かご内照度、安全装置作動状態、警報装置作動状態、自動放送装置	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
		2) エスカレーター ・規格、作動調整、管制運転、運転操作スイッチ、安全装置	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
3.機械式駐車設備工事	3.1 機材	・規格、機能、性能、材質、形状、寸法	・目視に係る立会い確認 ・試験に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	3.2 施工	・据付け状態、固定、勾配、隙間距離、設置位置、出入口の最小有効寸法、耐震措置 ・運転操作盤、安全装置、配線状態、端子ピスの増締め	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	3.3 試験	・負荷試験、安全装置の作動、絶縁抵抗、管制運転	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認

(注) 建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

確認項目及び確認方法の例示一覧（戸建木造住宅：軸組工法/枠組壁工法）

工事内容		工事監理者の確認内容			
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法		
1.一般共通事項	1.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 規格（認定を受けた材料を含む） 品質、性能、関係法令適合品表示 ホルムアルデヒド等の発散 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 試験に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認 <ul style="list-style-type: none"> ①規格品であることの確認 ②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認 		
	1.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 認定を受けた工法 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 試験に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認 <ul style="list-style-type: none"> ①規格品であることの確認 ②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認 		
2.仮設工事	2.1 施工	1) 敷地の状況及び縄張り	<ul style="list-style-type: none"> 敷地状況、境界石の位置、隣地との高低差 敷地内既存物と建物の位置 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認 	
		2) ベンチマーク	<ul style="list-style-type: none"> 設定状態、位置 高さ（設計 GL との関係） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認 	
		3) 遣り方	<ul style="list-style-type: none"> 建物と敷地、道路境界線のはなれ 建物の境界からの距離、柱心、壁心、外壁心からの距離 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認 	
3.土工事・地業工事	3.1 材料	1) 埋戻し土及び盛土	<ul style="list-style-type: none"> 種類、土質 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認 	
	3.2 施工	1) 地盤	支持地盤	<ul style="list-style-type: none"> 造成状態、地質と地耐力 	<ul style="list-style-type: none"> 自主検査記録、地盤調査報告書等に係る書類確認
			杭、地盤補強	<ul style="list-style-type: none"> 径、長さ、深さ、位置 継手処理、杭頭処理、補強 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録等に係る書類確認
		2) 根切り	<ul style="list-style-type: none"> 根切り底（直接基礎） 支持力（杭基礎） 根切り底の転圧、砕石（割栗）地業 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録等に係る書類確認 	
		3) 埋戻し及び盛土	<ul style="list-style-type: none"> 盛土の高さ、転圧 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録等に係る書類確認 	

工事内容		工事監理者の確認内容			
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法		
4.基礎工事(直接基礎・杭基礎)	4.1 材料	1) 鉄筋、金物	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋(規格・種類・径・品質証明) アンカーボルト(品質・材質・寸法・径・長さ・認定マーク) スペーサー(材質・形状・寸法) 溶接金網(規格・網目の形状・寸法・径) 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認 	
		2) コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> セメント(規格・種類) 骨材(規格・種類・アルカリシリカ反応・塩化物量・粗骨材の最大寸法) 水(規格) 混和材料(規格・種類) 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認 	
	4.2 施工	1) 鉄筋、金物	配筋	<ul style="list-style-type: none"> 形状、寸法、配置、レベル、継手、定着、長さ、ピッチ、補強筋、かぶり厚 スリーブ、逃げ配管の状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
			アンカーボルト	<ul style="list-style-type: none"> 埋め込み状態、通心、首出寸法 位置、本数、型枠への固定 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
			床下換気孔又はこれに代わるもの	<ul style="list-style-type: none"> 位置、大きさ、数量 防火設備 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
		2) コンクリート工事	型枠組立	<ul style="list-style-type: none"> レベル 配置寸法、基礎形状寸法 先行配管、スリーブ状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
			打込み	<ul style="list-style-type: none"> コンクリートの受入れ(指定コンクリートであること) 打込み箇所の清掃、散水 締固め、打継ぎ面の処理 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
			養生	<ul style="list-style-type: none"> 初期養生、寒冷期の保温、暑中の養生 型枠存置期間 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
			仕上がり	<ul style="list-style-type: none"> ひび割れ、じゃんか、空洞、コールドジョイント 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
	3) 床下防湿・防蟻措置	<ul style="list-style-type: none"> 防湿層の敷こみ方 防湿措置 防蟻措置 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認 		
5.木工事一般事項及び木造躯体工事	5.1 材料	軸組工	1) 主要構造部材(土台・柱・梁・筋かい)	<ul style="list-style-type: none"> 木材(規格・品質・材種・樹種・形状・断面寸法) 各種ボード類(規格・品質・寸法) 釘、金物(規格・品質・形状・寸法) 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
			2) 造作部材	<ul style="list-style-type: none"> 木材(規格・品質・材種・樹種・形状・断面寸法) 各種ボード類(規格・品質・寸法) 釘、金物(規格・形状・寸法) 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
	枠組壁工法	③ 防腐、防蟻	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤（規格・品質） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		1) 主要構造部材（土台、根太、壁上枠、下枠、たて枠、等）	<ul style="list-style-type: none"> ・木材（規格・品質・材種・樹種・形状・断面寸法） ・各種ボード類（規格・品質・寸法） ・釘、金物（規格・品質・寸法・形状） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		2) 造作部材	<ul style="list-style-type: none"> ・木材（規格・品質・樹種・材種・形状・断面寸法） ・各種ボード類（規格・品質・寸法） ・釘、金物（規格・品質・形状・寸法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録）に係る確認
		③ 防腐、防蟻	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤（規格・品質） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
5.2 施工	軸組工法	1) 土台	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎との取り合い（すれ・レベル） ・土台継手とナットのかかり方、しめつけ力 ・仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 ・金物（使用金物の状態・金物の認定マーク） ・防腐措置、防蟻措置（塗布回数・塗布範囲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		2) 床組	<ul style="list-style-type: none"> ・位置、高さ ・床束、束石、根がらみの取付け状態 ・仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 ・金物の状態 ・火打、構造用合板による剛な床組 ・防腐措置・防蟻措置（塗布回数・塗布範囲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		3) 柱	<ul style="list-style-type: none"> ・通し柱、柱の位置と垂直度 ・隅柱の補強（通し柱に代わる管柱） ・土台との接合状態（割れ・すきま・ねじれ） ・横架材との接合状態（割れ・すきま・ねじれ） ・金物の状態 ・欠込み部補強状態 ・防腐措置、防蟻措置（塗布回数・塗布範囲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		4) 横架材（梁、桁、胴差）	<ul style="list-style-type: none"> ・構造耐力上支障のある欠込みのないこと ・仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 ・金物の状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		5) 筋かい面材耐力壁	<ul style="list-style-type: none"> ・端部接合方法、金物の取付け状態 ・使用箇所、本数、寸法 ・筋かいに代わる合板の設置、釘の種類、釘ピッチ 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		6) 小屋組	<ul style="list-style-type: none"> ・けた行筋かい、振れ止め、火打の設置状態 ・垂木の緊結方法、状態 ・仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 ・金物の状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
	枠組壁工法	1) 土台及び床枠組	<ul style="list-style-type: none"> 基礎との取合い（ずれ・レベル） 土台継手とナットのかかり方、しめつけ力 位置、高さ 床束、束石、根がらみの取付け状態 床根太、ころび止め 床下張りの状態 仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 接合金物（使用金物の状態・金物の認定マーク） 防腐措置、防蟻措置（塗布回数・塗布範囲） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
		2) 壁枠組	耐力壁の種類別 <ul style="list-style-type: none"> 耐力壁（上枠及び下枠・頭つなぎ・隅柱・枠組材の欠き込み及び穴あけ） 耐力壁の開口部・両面開口部の補強 床枠組及び土台との緊結 外壁下張りの位置 筋かい、ころび止め 外壁内通気 金物の状態 防腐措置、防蟻措置（塗布回数・塗布範囲） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
		3) 小屋組	構成、方式別 <ul style="list-style-type: none"> 垂木相互の間隔、垂木つなぎ 垂木又はトラスと頭つなぎ及び上枠との緊結 振れ止め 各部分の緊結 小屋面の開口部 屋根下張り 金物の状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
6.屋根工事	6.1 材料	1) 屋根	<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、種類、寸法、厚さ 留付け金物（材質、形状、防錆処理） 下葺き材料（規格、種類） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
		2) とい	<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、材種、形状、寸法、径 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
	6.2 施工	1) 屋根	<ul style="list-style-type: none"> 下葺き材の重ね合わせ、立上げ寸法 板金による捨て谷、本谷、雨押さえの状態 棧木の取付け状態 緊結状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
		2) とい	<ul style="list-style-type: none"> 勾配、位置、固定 接着剤 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項 目	確認項目	具体的な確認方法
7.断熱工事	7.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、種類、形状、寸法 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
	7.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 固定方法、すきま 施工部位 結露対策 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
8.防水工事	8.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 規格、種類、厚さ 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
	8.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 下地処理、勾配、ドレンの設置状態 オーバーフロー管の設置状態 漏水試験 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
9.造作工事	9.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 下地材（材質・形状・寸法） 仕上げ材（材質・形状・寸法） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
	9.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 固定方法、機能 取付け位置、見栄え 高さ、幅、奥行き 外壁内通気措置、小屋裏換気の設置状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
10.外壁、軒裏工事	10.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、種類、形状、寸法 外壁板、窯業系サイディング、金属サイディング（規格・材質・種類） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
	10.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 固定方法、機能 割付け、張り分け 取付け位置、見栄え 透湿シート、防水シート、通気層 貫通部の防水処理 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
11.左官工事	11.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> セメント、砂、混和材料、ラス、防水紙（規格） せっこうプラスター、繊維壁、しっくい、土壁（規格・材質・種類） 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
	11.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 下地処理 仕上がり精度、見栄え 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
12.内外装工事	12.1 材料	1) タイル張り	<ul style="list-style-type: none"> 規格、種類、形状、裏足の長さ、色調 <ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
		2) 畳敷き	・材質、種類、防虫処理	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		3) カーペット敷き	・規格、種類、色、風合い	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		4) ビニル床タイル張り ビニル床シート張り	・規格、種類、厚さ、色柄 ・接着剤（規格・種類）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		5) 壁紙張り	・規格、種類 ・接着剤（規格・種類）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	1.2.2 施工	1) タイル張り	・下地処理 ・工法別の張付けモルタルの塗り厚 ・タイルの浮き	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・打診に係る確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		2) 畳敷き	・畳ごしらえ、畳割り ・縁幅の筋目通り ・敷き込み後段違い、すきま	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		3) カーペット敷き	・下地処理、下地材の固定状態 ・接着剤の塗布状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		4) ビニル床タイル張り ビニル床シート張り	・下地面の清掃 ・はぎ目、継手、出入り口、柱付きのすきま ・不陸、目違い、たるみ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		5) 壁紙張り	・仕上がり状態（ふくれ・はがれ・継手） ・表示マーク	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	1.3.建具まわり工事	1.3.1 材料	1) 外部建具及び止水	・規格、機能、性能、材質、形状 ・ガラス（規格・形状・厚さ）
2) 内部建具			・規格、材質、種類、形状、寸法	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
3) 建具金物			・形状、寸法、防犯性能	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
	13.2 施工	1) 外部建具及び止水	<ul style="list-style-type: none"> 組立、取付け（水平・垂直・ねじれ） 作動状態 止水処理 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
		2) 内部建具	<ul style="list-style-type: none"> 組立、取付け（水平・垂直・割れ・はがれ） 作動状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
		3) 建具金物	<ul style="list-style-type: none"> 組立、取付け 作動状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
14.塗装工事	14.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> 規格、種類、色 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認 	
	14.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> 種類、塗り回数 仕上がり 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認 	
15.給排水設備工事	15.1 機材	1) 給水・給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、種類、寸法、径、厚さ 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
		2) 排水設備	<ul style="list-style-type: none"> 規格、材質、種類、寸法、径、厚さ 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
	15.2 施工	1) 給水・給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> 管の接合、吊り及び支持 防食措置 設備機器取付け 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
		2) 排水設備	<ul style="list-style-type: none"> 管の接合、吊り及び支持 配管勾配、ますの取付け 設備機器取付け 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
	15.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> 水圧 通水、通湯 	<ul style="list-style-type: none"> 試験に係る立会い確認 試験成績書等に係る書類確認 	
	16.ガス設備工事・ガス機器等設置工事	16.1 機材	1) 都市ガス設備 液化石油ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> 規格、仕様、材質、種類、構造
16.2 施工		<ul style="list-style-type: none"> 管の接合、支持金物、必要な防護措置 防食措置 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認 	
17.電気工事	17.1 機材	1) 電力設備	<ul style="list-style-type: none"> 規格、仕様、性能 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
		2) 弱電設備		<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
	17.2 施工	1) 電力設備	<ul style="list-style-type: none"> 電線類に適合した接続 電線及びケーブルの接続 屋内配管と他の設備配管との隔離 絶縁 ケーブル配線、接地、照明器具、配線器具の状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
		2) 弱電設備	<ul style="list-style-type: none"> 電線類に適合した接続 電線と機器の接続 作動状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
18.衛生設備工事・雑工事	18.1 機材	1) 衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> 規格、仕様、性能、種類 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
		2) 浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> 規格、仕様、性能、種類 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
		3) 便槽	<ul style="list-style-type: none"> 規格、仕様、性能、種類 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
		4) 局所換気設備 居室等の換気設備	<ul style="list-style-type: none"> 規格、仕様、性能、種類 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
		5) 雑工事	<ul style="list-style-type: none"> 規格、仕様、性能、種類 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
	18.2 施工	1) 衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> 設置、取付け、作動状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
		2) 浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> 設置、配管の接続、作動状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
		3) 便槽	<ul style="list-style-type: none"> 設置、取付け、作動状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
		4) 局所換気設備 居室等の換気設備	<ul style="list-style-type: none"> 設置、取付け、作動状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認
		5) 雑工事	<ul style="list-style-type: none"> 設置、取付け、作動状態 	<ul style="list-style-type: none"> 目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録等に係る書類確認

(注) 建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
- 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
- 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
- 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

- 2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときについては、適用しない。
- 3 建築主事は、第一項の申請書が提出された場合において、その計画が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書を受理することができない。
 - 一 建築士法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項、第二十条の二第一項若しくは第二十条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反するとき。
 - 二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の二第一項の建築物の構造設計を行つた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。
 - 三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の三第一項の建築物の設備設計を行つた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。
- 4 建築主事は、第一項の申請書を受理した場合においては、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。
- 5 建築主事は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第一項の規定による確認をすることができる。
- 6 建築主事は、第四項の場合（申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の特定構造計算基準（第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、第四項の期間内に当該申請者に第一項の確認済証を交付す

ることができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、第四項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

- 7 建築主事は、第四項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとし、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第四項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。
- 8 第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。
- 9 第一項の規定による確認の申請書、同項の確認済証並びに第六項及び第七項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

（国土交通大臣等の指定を受けた者による確認）

第六条の二 前条第一項各号に掲げる建築物の計画（前条第三項各号のいずれかに該当するものを除く。）が建築基準関係規定に適合するものであることについて、第七十七条の十八から第七十七条の二十一までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前条第一項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。

- 2 前項の規定による指定は、二以上の都道府県の区域において同項の規定による確認の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては国土交通大臣が、一の都道府県の区域において同項の規定による確認の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事がするものとする。
- 3 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による確認の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画が次条第一項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第一項の規定による確認をすることができる。

- 4 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による確認の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたととき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及びその理由を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない。
- 5 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の確認済証又は前項の通知書の交付をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、確認審査報告書を作成し、当該確認済証又は当該通知書の交付に係る建築物の計画に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。
- 6 特定行政庁は、前項の規定による確認審査報告書の提出を受けた場合において、第一項の確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した同項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該確認済証は、その効力を失う。
- 7 前項の場合において、特定行政庁は、必要に応じ、第九条第一項又は第十項の命令その他の措置を講ずるものとする。

(建築物に関する完了検査)

- 第七条 建築主は、第六条第一項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、第六条第一項の規定による工事が完了した日から四日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。ただし、申請をしなかつたことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
 - 3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から四日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。
 - 4 建築主事が第一項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員（以下この章において「建築主

事等」という。)は、その申請を受理した日から七日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。

- 5 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

(国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査)

第七条の二 第七十七条の十八から第七十七条の二十一までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者が、第六条第一項の規定による工事の完了の日から四日が経過する日までに、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を引き受けた場合において、当該検査の引受けに係る工事が完了したときについては、前条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

- 2 前項の規定による指定は、二以上の都道府県の区域において同項の検査の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては国土交通大臣が、一の都道府県の区域において同項の検査の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事がするものとする。
- 3 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による検査の引受けを行つたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による検査の引受けを行つたときは、当該検査の引受けを行つた第六条第一項の規定による工事が完了した日又は当該検査の引受けを行つた日のいずれか遅い日から七日以内に、第一項の検査をしなければならない。
- 5 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。この場合において、当該検査済証は、前条第五項の検査済証とみなす。

- 6 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、完了検査報告書を作成し、同項の検査をした建築物及びその敷地に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。
- 7 特定行政庁は、前項の規定による完了検査報告書の提出を受けた場合において、第一項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、遅滞なく、第九条第一項又は第七項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

(建築物に関する中間検査)

第七条の三 建築主は、第六条第一項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

- 一 階数が三以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程
 - 二 前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程
- 2 前項の規定による申請は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。ただし、申請をしなかつたことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
 - 3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から四日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。
 - 4 建築主事が第一項の規定による申請を受理した場合には、建築主事等は、その申請を受理した日から四日以内に、当該申請に係る工事中の建築物等（建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事中の建築物及びその敷地をいう。以下この章において同じ。）について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。

- 5 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主に対して当該特定工程に係る中間検査合格証を交付しなければならない。
- 6 第一項第一号の政令で定める特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程及び特定行政庁が同項第二号の指定と併せて指定する特定工程後の工程（第十八条第二十二項において「特定工程後の工程」と総称する。）に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。
- 7 建築主事等又は前条第一項の規定による指定を受けた者は、第四項の規定による検査において建築基準関係規定に適合することを認められた工事中の建築物等について、第七条第四項、前条第一項、第四項又は次条第一項の規定による検査をするときは、第四項の規定による検査において建築基準関係規定に適合することを認められた建築物の部分及びその敷地については、これらの規定による検査をすることを要しない。
- 8 第一項第二号の規定による指定に関して公示その他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

（国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査）

第七条の四 第六条第一項の規定による工事が特定工程を含む場合において、第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が当該特定工程に係る工事を終えた後の工事中の建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を当該工事を終えた日から四日を経過する日までに引き受けたときについては、前条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

- 2 第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の規定による検査の引受けを行つたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事に通知しなければならない。
- 3 第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第一項の検査をした場合にお

いて、特定工程に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主に対して当該特定工程に係る中間検査合格証を交付しなければならない。

- 4 前項の規定により交付された特定工程に係る中間検査合格証は、それぞれ、当該特定工程に係る前条第五項の中間検査合格証とみなす。
- 5 前条第七項の規定の適用については、第三項の規定により特定工程に係る中間検査合格証が交付された第一項の検査は、それぞれ、同条第五項の規定により当該特定工程に係る中間検査合格証が交付された同条第四項の規定による検査とみなす。
- 6 第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第一項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、中間検査報告書を作成し、同項の検査をした工事中の建築物等に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。
- 7 特定行政庁は、前項の規定による中間検査報告書の提出を受けた場合において、第一項の検査をした工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、遅滞なく、第九条第一項又は第十項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

○建築基準法施行令規則（昭和二十五年建設省令第四十号）（抄）

（確認申請書の様式）

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の（い）項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の（二十四）項の（ろ）欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の（二十九）項の（ろ）欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の（三十）項の（ろ）欄に掲げる日影図と、表一の（ろ）項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の（二十九）項の（ろ）欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の（四十

七) 項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)

イ 次の表一の各項に掲げる図書(用途変更の場合においては同表の(は)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) 次の表二の各項の(い)欄並びに表五の(二)項及び(三)項の(い)欄に掲げる建築物 それぞれ表二の各項の(ろ)欄に掲げる図書並びに表五の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書及び同表の(三)項の(ろ)欄に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の(一)項の(ろ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項の(ろ)欄に掲げる図書、表五の(一)項、(四)項及び(五)項の(ろ)欄に掲げる計算書並びに同表の(三)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを、(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては同表の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書を除く。)

(2) 次の(i)及び(i i)に掲げる建築物(用途変更をする建築物を除く。)それぞれ当該(i)及び(i i)に定める図書(国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書)。ただし、(i)及び(i i)に掲げる建築物について法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ず

る方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。)並びに(i)及び(ii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもって代えることができる。

(i) 次の表三の各項の(い)欄上段((二)項にあつては(い)欄)に掲げる建築物 当該各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書

(ii) 建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十一条第二項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により安全性を確かめた建築物 次の表三の各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの

(3) 次の表四の各項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

二 別記第三号様式による建築計画概要書

三 代理者によつて確認の申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類(以下「委任状」という。)

四 申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士又は木造建築士(第四項第四号、第三条第三項第四号及び第三条の七第一項第四号において「建築士」という。)により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十条の二の規定の適用がある場合を除く。第四項第四号、第三条第三項第四号及び第三条の七第一項第四号において同じ。)にあつては、同法第二十条第二項に規定する証明書(構造計算書を除く。第四項第四号、第三条第三項第四号及び第三条の七第一項第四号において単に「証明書」という。)の写し

表1～5 (略)

(指定確認検査機関に対する確認の申請等)

第三条の三 第一条の三(第七項及び第九項を除く。)の規定は、法第六条の二第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請について、第一条の四の規定は法第六条の二第一項の規定による確認の申請を受けた場合について準用する。この場合において、第一条の三第一項第一号ロ(3)、第四項第一号ハ(2)、第八項、第十項及び第十一項並びに第一条の四中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

- 2 第二条の二（第四項及び第六項を除く。）の規定は、法第八十七条の二において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第二条の二第一項第一号ロ（2）及び第五項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。
- 3 第三条（第六項及び第八項を除く。）の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第三条第一項第一号ロ（2）及び第七項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。
- 4 第一条の三第七項、第二条の二第四項又は第三条第六項の規定に基づき特定行政庁が規則で法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の申請書に添えるべき図書を定めた場合にあつては、前各項の規定による確認の申請書に当該図書を添えるものとする。

（完了検査申請書の様式）

第四条 法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

- 一 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認に要した図書及び書類を含む。第四条の八第一項第一号並びに第四条の十六第一項及び第二項において同じ。）
- 二 法第七条の五の適用を受けようとする場合にあつては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真（特定工程に係る建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）
- 三 都市緑地法第四十三条第一項の認定を受けた場合にあつては当該認定に係る認定書の写し
- 四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項の規定が適用される場合にあつては、同法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合

性判定に要した図書及び書類（同条第二項の規定による判定を受けた場合にあつては当該判定に要した図書及び書類を含み、次のイからハまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハまでに定めるものとする。）

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条第一号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十三条第一項の規定による認定に要した図書及び書類

ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条第二号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第三十一条第一項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条第三号に掲げる場合 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第一項又は同法第五十四条第一項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第十一条第一項又は同法第五十五条第一項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

五 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第三条の二に該当する軽微な変更が生じた場合にあつては、当該変更の内容を記載した書類

六 その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類

七 代理者によつて検査の申請を行う場合にあつては、委任状

2 法第七条第一項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。第四条の八第二項並びに第四条の十六第一項及び第二項において「直前の確認」という。）を受けた建築主事に対して行う場合の完了検査申請書にあつては、前項第一号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

（指定確認検査機関に対する完了検査の申請）

第四条の四の二 第四条の規定は、法第七条の二第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第四条の五の二第一項及び第四条の七第三項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第四条第二項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

(中間検査申請書の様式)

第四条の八 法第七条の三第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の十において「中間検査申請書」という。）は、別記第二十六号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

- 一 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類
- 二 法第七条の五の適用を受けようとする場合にあっては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真（既に中間検査を受けている建築物にあっては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）
- 三 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第三条の二に該当する軽微な変更が生じた場合にあっては、当該変更の内容を記載した書類
- 四 その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類
- 五 代理者によつて検査の申請を行う場合にあっては、委任状

2 法第七条の三第一項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認を受けた建築主事に対して行う場合の中間検査申請書にあっては、前項第一号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

(指定確認検査機関に対する中間検査の申請)

第四条の十一の二 第四条の八の規定は、法第七条の四第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第四条の十二の二第一項及び第四条の十四第三項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第四条の八第二項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

○確認審査等に関する指針（平成十九年六月二十日国土交通省告示第八百三十五号
最終改正 平成三十年九月十二日国土交通省告示第千九百八号）（抄）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 3 第 1 項の規定に基づき、同項に規定する確認審査等に関する指針を次のように定める。

第 1 確認審査に関する指針

建築基準法（以下「法」という。）第 6 条第 4 項及び法第 18 条第 3 項（これらの規定を法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 2 並びに法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第 6 条の 2 第 1 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 2 並びに法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第 6 条第 1 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請書の提出又は法第 18 条第 2 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）

第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条（これらの規定を施行規則第 3 条の 3 第 1 項から第 3 項まで又は施行規則第 8 条の 2 第 1 項、第 6 項若しくは第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請書又は通知書の正本 1 通及び副本 1 通並びにこれらに添えた図書及び書類（第 4 項第三号及び第 5 項第三号において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 3 条第 1 項（同条第 2 項の規定により適用される場合を含む。構造計算書を除く。以下同じ。）、第 3 条の 2 第 1 項（同条第 2 項において準用する同法第 3 条第 2 項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）若しくは第 3 条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する同法第 3 条第 2 項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物又は同法第 3 条の 2 第 3 項（同法第 3 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の

第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築士又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 建築士法第5条第1項に規定する一級建築士名簿、二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「建築士名簿」という。）により確かめる方法

ロ 当該建築物の計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に対し、建築士法第5条第2項に規定する一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は同法第10条の19第1項に規定する一級建築士免許証明書若しくは同法第10条の21第1項に規定する二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「建築士免許証等」という。）の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

二の二 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 一級建築士名簿により確かめる方法

ロ 申請者等に対し建築士法第10条の2の2第1項に規定する構造設計一級建築士証（同法第10条の4第1項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該構造設計一級建築士証により確かめる方法

二の三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の3の規定の適用を受ける場合にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設備設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第10条の2の2第4項に規定する設備設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 一級建築士名簿により確かめる方法

ロ 申請者等に対し建築士法第10条の2の2第1項に規定する設備設計一級建築士証（同法第10条の4第1項の規定により中央指定登録機関が交付するも

- のを含む。)の提示を求め、当該設備設計一級建築士証により確かめる方法
- 三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の記名及び押印があることを確かめること。
- 四 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第1において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあっては、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。
- イ 法第68条の10第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合する部分を有するものとする建築物、建築設備又は工作物 認定型式の認定書の写し（その認定型式が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第136条の2の11第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、認定型式の認定書の写し並びに施行規則第1条の3第5項第一号に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類。以下「認定型式の認定書の写し等」という。）
- ロ 法第68条の20第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する認証型式部材等（以下単に「認証型式部材等」という。）を有するものとする建築物、建築設備又は工作物 認証型式部材等に係る認証書の写し
- 五 申請又は通知に係る建築物が建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合（建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合を除く。）にあっては、次に定めるところによること。
- イ 建築士法第20条第2項に規定する証明書（以下単に「証明書」という。）の写しが添えられていることを確かめること。
- ロ 証明書の写し及び施行規則第1条の3第1項第一号の表三の各項（施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する構造計算書（以下単に「構造計算書」という。）に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。
- 六 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあっては、構造計算書に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。
- 3 申請等に係る建築物等の計画が、法第6条第1項（法第6条の4第1項の規定に

より読み替えて適用される場合を含む。)に規定する建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)に適合するかどうかの審査(法第20条第1項第一号に定める基準(同号の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであることに係る部分に限る。)又は令第81条第2項又は第3項に規定する基準に適合するかどうかの審査(次項において「構造計算の確認審査」という。)を除く。)は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 施行規則第1条の3第1項の表一及び表二、同条第4項の表一、第2条の2第1項の表並びに第3条第1項の表一及び表二の各項の(ろ)欄(これらの規定を施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。)に掲げる図書に記載されたこれらの欄に掲げる明示すべき事項に基づき、建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査すること。ただし、施行規則第1条の3第5項各号、第2条の2第2項各号又は第3条第4項各号(これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第4項まで又は施行規則第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。)の規定により添えることを要しないとされた図書及び明示することを要しないとされた事項については、この限りでない。
- 二 申請又は通知に係る建築物が施行規則第1条の3第10項の規定の適用を受ける場合にあつては、次に定めるところによること。
 - イ 検査済証の写し等が添えられていることを確かめること。
 - ロ 施行規則第1条の3第10項(施行規則第3条の3第1項及び第8条の2第1項において準用する場合を含む。)に規定する直前の確認に要した図書及び書類並びに申請書等により申請又は通知に係る建築物が施行規則第1条の3第10項の規定の適用を受けることができるものであることを確かめること。この場合において、直前の確認に要した図書及び書類により令第81条第2項又は第3項に規定する基準に適合するかどうかを審査をすることを要しない。
- 三 認定型式の認定書の写し等が添えられたものにあつては、当該認定に係る建築物の部分又は工作物の部分の計画が認定型式に適合していることを確かめること。
- 四 認証型式部材等に係る認証書の写し等が添えられたものにあつては、申請等に係る建築物等が有する認証型式部材等が当該認証型式部材等製造者により製造されるものであることを確かめること。
- 五 法第68条の25第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。以下

同じ。)に規定する構造方法等の認定に係る認定書の写し等が添えられているものにあつては、申請又は通知に係る建築物若しくはその部分、建築設備又は工作物若しくはその部分の計画が当該認定を受けた構造方法等によるものであることを確かめること。

六 法第 38 条（法第 67 条の 2、法第 67 条の 4 及び法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による認定に係る認定書の写し等が添えられているものにあつては、申請又は通知に係る建築物若しくはその部分又は工作物若しくはその部分の計画が当該認定を受けた構造方法又は建築材料によるものであることを確かめること。

七 申請等に係る建築物等が、法第 86 条の 7 各項（これらの規定を法第 87 条第 4 項並びに法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。この号において同じ。）の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築等をする建築物若しくは工作物又は移転をする建築物である場合にあつては、当該各項に規定する規定が適用されない旨が明示された図書により、申請等に係る建築物等が法第 86 条の 7 各項に規定する規定の適用を受けないものであることを確かめること。

八 法第 86 条の 8 第 1 項に規定する認定に係る認定書及び添付図書の写し等が添えられている場合にあつては、申請等に係る建築物等の計画が認定を受けた全体計画と同一のものであることを確かめること。

九 法第 93 条第 4 項に規定する場合以外の場合にあつては、同条第 1 項本文の規定により申請に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。）又は消防署長の同意を得ること。

十 申請等に係る建築物等が、法第 39 条第 2 項、第 40 条（法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 43 条第 3 項、第 49 条から第 50 条まで又は第 68 条の 2 第 1 項（法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは第 68 条の 9 第 1 項の規定に基づく条例（法第 87 条第 2 項又は第 3 項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第 68 条の 9 第 2 項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、第一号の規定によるほか、施行規則第 1 条の 3 第 7 項、第 2 条の 2 第 4 項又は第 3 条第 6 項（これらの規定を施行規則第 8 条の 2 第 1 項、第 5 項又は第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則で定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書により当該条例の規定に適合しているかどうかを審査すること。

4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして法第 20 条第 1 項の規定又は令第 137 条の 2 各号に掲げる範囲に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合していることを確かめること。
- 二 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、証明書の写しの記載事項と整合していることを確かめること。ただし、当該建築物が建築士法第 20 条の 2 の規定の適用を受ける場合にあつては、この限りではない。
- 三 次のイからニまでに掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定めるところにより審査を行うこと。
 - イ 法第 20 条第 1 項第一号の規定に基づき令第 81 条第 1 項に規定する基準に従った構造計算 申請又は通知に係る建築物の計画が、同号の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しにより、当該認定を受けた構造方法によるものであることを確かめ、かつ、構造図その他の申請書又は通知書に添えられた図書及び書類の記載事項と整合していることを確かめること。
 - ロ 令第 81 条第 2 項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。
 - (1) 法第 6 条の 3 第 7 項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第 3 条の 12 に規定する図書及び書類（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を受ける前においては、次に定めるところによること。
 - (i) 申請書等により、別表（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる図書に基づき、同表（は）欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。
 - (ii) 都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関（以下「都道府県知事等」という。）から施行規則第三条の八（施行規則第三条の十又は第八条の二第八項において準用する場合を含む。）（2）（iii）において同じ。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあつては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした都道府県知事等に対して、遅滞なく、当該事項に対する回答をすること。
 - (iii) 申請又は通知に係る建築物の計画について都道府県知事等が別表（に）欄に掲げる判定すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第 1 条の 4（施行規則第 3 条の 3 第 1 項又は第 8 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、当該計

- 画について構造計算適合性判定の申請を受けた都道府県知事等に対し、当該事項の内容を通知すること。
- (iv) 都道府県知事等から第二第 2 項第七号の規定による照会があった場合においては、当該照会をした都道府県知事等に対して、当該照会に対する回答をすること。
- (2) 適合判定通知書等の提出を受けた後においては、次に定めるところによること。
- (i) 申請書等と適合判定通知書等の記載事項が相互に整合していることを確かめること。
- (ii) 申請書等並びに第二第 4 項第二号に規定する意見に関する記録及び同項第五号ロに規定する追加説明書により、別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。
- (iii) 都道府県知事等から施行規則第三条の八の規定により留意すべき事項が通知された場合にあつては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査すること。
- (iv) 申請又は通知に係る建築物の確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した都道府県知事等に照会すること。
- ハ 令第 81 条第 2 項又は第 3 項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの ロに定めるところにより行うこと。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確かめるとともに、申請又は通知の際に施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号ロ(2)ただし書(施行規則第 3 条の 3 第 1 項又は施行規則第 8 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する磁気ディスク等(第二第 3 項第三号ロにおいて単に「磁気ディスク等」という。)の提出があったときは、別表(は)欄に掲げる審査すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る審査すべき事項については、その審査を省略することができるものとする。
- ニ 令第 81 条第 3 項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの ロ(1)(i)に定めるところによること。ただし、施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号ロ(2)(施行規則第 3 条の 3 第 1 項又は施行規則第 8 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく国土交通大臣の認

定に係る認定書の写しが添えられたものにあつては、申請又は通知に係る建築物又はその部分の計画が当該認定を受けた建築物又はその部分に適合することを確かめるとともに、当該認定の際に国土交通大臣が指定した構造計算の計算書により審査すること。

- 5 前3項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。
 - 一 前3項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第6条第4項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項に規定する確認済証を交付すること。
 - 二 前3項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、第6条第7項、法第6条の2第4項又は法第18条第14項（これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。
 - 三 前3項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、第6条第7項、法第6条の2第4項又は法第18条第14項に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。
 - イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面で求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前3項の規定による審査を行うこと。
 - ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面で求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前3項の規定による審査を行うこと。
- 四 確認審査を行っている期間中において申請者等が申請等に係る建築物等の計

画を変更しようとするときは、当該確認審査に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと。

第2 構造計算適合性判定に関する指針

構造計算適合性判定は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第6条の3第1項（法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による構造計算適合性判定の申請書の提出又は法第18条第4項（法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第3条の7（施行規則第3条の10又は施行規則第8条の2第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請書又は通知書の正本1通及び副本1通並びにこれらに添えた図書及び書類（第四項において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築物又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第十八号の二様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号の12の二様式による通知書の第二面に記載された設計者が同法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築士又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 建築士名簿により確かめる方法

ロ 当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項及び第四項において「申請者等」という。）に対し、建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあっては、施行規則別記第十八号の二様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号の12の二様式による通知書の第二面に記載された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 一級建築士名簿により確かめる方法

ロ 申請者等に対し建築士法第10条の2の2第1項に規定する構造設計一級建築士証（同法第10条の4第1項の規定により中央指定登録機関が交付するも

のを含む。)の提示を求め、当該構造設計一級建築士証により確かめる方法

四 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の記名及び押印があることを確かめること。

五 申請又は通知に係る建築物が建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合（建築士法第 20 条の二の規定の適用を受ける場合を除く。）にあつては、次に定めるところによること。

イ 証明書の写しが添えられていることを確かめること。

ロ 証明書の写し及び構造計算書に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。

六 申請又は通知に係る建築物が建築士法第 20 条の 2 の規定の適用を受ける場合にあつては、構造計算書に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。

七 前二号の審査において、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断することができないときは、当該建築物について法第 6 条第 4 項又は法第 18 条第 3 項に規定する審査をする権限を有する建築主事に照会すること。

3 構造計算適合性判定のための審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして建築基準法第 20 条第 1 項の規定又は令第 137 条の 2 各号に掲げる範囲に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合していることを確かめること。

二 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、証明書の写しの記載事項と整合していることを確かめること。ただし、当該建築物が建築士法第 20 条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、この限りではない。

三 次に掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより審査を行うこと。

イ 令第 81 条第 2 項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。

(1) 申請書等により、別表 (い) 欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表 (ろ) 欄に掲げる図書に基づき、同表 (に) 欄に掲げる判定すべき事項について審

査すること。

(2) 建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）から施行規則第1条の4（施行規則第3条の3又は施行規則第8条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした建築主事等に対して、遅滞なく、当該事項に対する回答をすること。

(3) 申請又は通知に係る建築物の計画について建築主事等が別表（は）欄に掲げる審査すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第3条の8（施行規則第3条の10又は施行規則第8条の2第8項において準用する場合を含む。）の規定により、当該計画について確認の申請を受けた建築主事等に対し、当該事項の内容を通知すること。

ロ 令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものイ及び次に定めるところにより行うこと。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確かめるとともに、申請又は通知の際に磁気ディスク等の提出があったときは、別表（に）欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。

(1) 構造計算適合性判定に係る建築物の構造の種別、規模その他の条件が国土交通大臣の認定を受けたプログラムの使用条件に適合することを確認すること。

(2) 構造計算適合性判定に係る建築物の設計者が用いた国土交通大臣の認定を受けたプログラムと同一のものを用いて磁気ディスク等に記録された構造設計の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造計算の結果が申請書又は通知書に添えられた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確認すること。

(3) 申請書又は通知書に添えられた構造計算書に国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算の過程について注意を喚起する表示がある場合にあっては、当該注意を喚起する表示に対する検証が適切に行われていることを確かめること。

4 前2項の規定によるほか、構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

- 一 前2項の審査において、都道府県知事にあつては構造計算適合性判定のための審査を行う委員会の設置その他の適切な実施体制によって、指定構造計算適合性判定機関にあつては原則として2名以上の構造計算適合性判定員（法第七十七条の三十五の九第一項の構造計算適合性判定員をいう。）によって、審査を行うこと。
- 二 前2項の審査において、法第6条の3第3項又は法第18条第6項（これらの規定を法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により意見を聴いたときは、当該意見に関する記録を施行規則第3条の7第1項第一号ロ（1）及び（2）に定める図書及び書類の一部として前2項の規定による審査を行うこと。
- 三 前2項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定したときは、法第6条の3第4項又は法第18条第7項（これらの規定を法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に基づき、申請者等に適合判定通知書を交付すること。
- 四 前2項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定したときは、法第6条の3第4項又は法第18条第7項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。
- 五 前2項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第6条の3第6項又は法第18条第9項（これらの規定を法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。
 - イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面で求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前2項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面で求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を施行規則第 3 条の 7 第 1 項第一号ロ (1) 及び (2) に定める図書及び書類の一部として前 2 項の規定による審査を行うこと。

六 構造計算適合性判定を行っている期間中において申請者等が構造計算適合性判定の申請又は求めに係る建築物の計画を変更しようとするときは、当該構造計算適合性判定に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと。

七 建築主事等から第一第 4 項第三号ロ (2) (iv) の規定による照会があったときは、当該照会をした建築主事等に対して、遅滞なく、当該照会に対する回答をすること。

第 3 完了検査に関する指針

法第 7 条第 4 項、法第 7 条の 2 第 1 項及び法第 18 条第 17 項（これらの規定を法第 87 条の 2 並びに法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「完了検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第 7 条第 1 項（法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは法第 7 条の 2 第 1 項の規定による完了検査の申請書の提出又は法第 18 条第 16 項（法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第 4 条第 1 項（施行規則第 4 条の 4 の 2 又は施行規則第 8 条の 2 第 13 項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 3 条の 3 第 1 項に規定する建築物又は同法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合で直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があったときは、施行規則別記第十九号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 3 条の 3 第 1 項に規定する建築士又は同法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれか

により確かめること。

イ 建築士名簿により確かめる方法

ロ 当該建築物に係る申請者又は通知をした国の機関の長等に対し建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

三 施行規則別記第十九号様式による申請書の第三面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第三面に確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあつては、施行規則第4条第1項第五号（施行規則第4条の4の2又は施行規則第8条の2第13項において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下第3において「軽微な変更説明書」という。）が添えられていることを確かめること。

3 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第3において「申請等に係る建築物等」という）が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 軽微な変更説明書が添えられている場合にあつては、当該書類の内容が施行規則第3条の2に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当するかどうかを確かめること。

二 施行規則別記第十九号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第4条第1項第二号（施行規則第4条の4の2又は施行規則第8条の2第13項において準用する場合を含む。）に規定する写真及び施行規則第4条第1項第六号（施行規則第4条の4の2又は施行規則第8条の2第13項において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、申請等に係る建築物等の工事が、施行規則第4条第1項第一号（施行規則第4条の4の2又は施行規則第8条の2第13項において準用する場合を含む。）及び施行規則第4条第1項第四号（施行規則第4条の4の2又は施行規則第8条の2第13項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（次項第三号において「確認等に要した図書」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 前2項の規定によるほか、完了検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 第2項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めたときは、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第7条第5項、

法第7条の2第5項又は法第18条第18項（これらの規定を法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）に規定する検査済証を交付すること。

二 第2項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、施行規則第4条の3の2（施行規則第8条の2第15項において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は施行規則第4条の5の2の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「検査済証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。

三 第2項の審査及び前項の検査において、軽微な変更説明書の内容が軽微な変更該当しないとき、申請等に係る建築物等の工事が確認等に要した図書及び書類のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、施行規則第4条の3の2又は施行規則第4条の5の2の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できない旨の通知書を交付し、検査済証を交付できない旨の通知書の備考欄に次に掲げる事項を記載するとともに、申請者等に対して相当の期限を定めて申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として第2項の規定による審査又は前項の規定による検査を行うこと。

イ 追加説明書の提出を求める旨

ロ 追加説明書の提出期限

第4 中間検査に関する指針

法第7条の3第4項、法第7条の4第1項及び法第18条第20項（これらの規定を法第87条の2及び法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「中間検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第7条の3第1項（法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）若しくは法第7条の4第1項の規定による中間検査の申請書の提出又は法第18条第19項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第4条の8第1項（施行規則第4条の11の2又は施行規則第8条の

2 第 17 項において準用する場合を含む。) に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

- 二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 3 条の 3 第 1 項に規定する建築物又は同法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合で直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があったときは、施行規則別記第二十六号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 3 条の 3 第 1 項に規定する建築士又は同法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 建築士名簿により確かめる方法

ロ 当該建築物に係る申請者又は通知をした国の機関の長等に対し建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

- 三 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第三面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第三面の確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあつては、施行規則第 4 条の 8 第 1 項第三号（施行規則第 4 条の 11 の 2 又は施行規則第 8 条の 2 第 17 項において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下第 4 において「軽微な変更説明書」という。）が添えられていることを確かめること。

- 3 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第 4 において「申請等に係る建築物等」という。）について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分、建築設備又は工作物の部分及びその敷地（第二号及び第 4 項第三号において「検査前に施工された工事に係る建築物の部分等」という。）が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 軽微な変更説明書が添えられている場合にあつては、当該書類の内容が施行規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更該当するかどうかを確かめること。

- 二 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第 4 条の 8 第 1 項第二号（施行規則第 4 条の 11 の 2 又は施行規則第 8 条の 2 第 17 項において準用する場合を含む。）に規定する写真及び施行規則第 4 条の 8 第 1 項第四号（施行規則第 4 条の 11 の 2 又は施行規則第 8 条の 2 第 17 項において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測

定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が、施行規則第4条の8第1項第一号（施行規則第4条の11の2又は施行規則第8条の2第17項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（次項第三号において「確認に要した図書」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 前2項の規定によるほか、中間検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 第2項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めた場合は、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第7条の3第5項、法第7条の4第3項又は法第18条第22項（これらの規定を法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査合格証を交付すること。

二 第2項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、施行規則第4条の9（施行規則第8条の2第18項において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は施行規則第4条の12の2の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。

三 第2項の審査及び前項の検査において、軽微な変更説明書の内容が軽微な変更該当しないとき、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が確認に要した図書及び書類のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他当該申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、施行規則第4条の9又は施行規則第4条の12の2の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付すること。この場合において、中間検査合格証を交付できない旨の通知書の備考欄に、申請等に係る建築物等の計画を変更し、法第6条第1項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項の規定による確認を受ける必要があると認められる場合にあつては、その旨を記載すること。

附則・別表 （略）

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（違反建築物に対する措置）

第九条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 特定行政庁は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対して、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から三日以内に、特定行政庁に対して、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 4 特定行政庁は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第一項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 5 特定行政庁は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第一項の規定によつて命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の二日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 6 第四項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前五項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。
- 8 前項の命令を受けた者は、その命令を受けた日から三日以内に、特定行政庁に対して公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。この場合においては、第四項から第六項までの規定を準用する。ただし、意見の聴取は、その請求があつた日から五日以内に行わなければならない。

- 9 特定行政庁は、前項の意見の聴取の結果に基づいて、第七項の規定によつて仮にした命令が不当でないと認めた場合においては、第一項の命令をすることができる。意見の聴取の結果、第七項の規定によつて仮にした命令が不当であると認めた場合においては、直ちに、その命令を取り消さなければならない。
- 10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第二項から第六項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。
- 11 第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、特定行政庁又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 12 特定行政庁は、第一項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和三十二年法律第四十三号）の定めるところに従い、みずから義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 13 特定行政庁は、第一項又は第十項の規定による命令をした場合（建築監視員が第十項の規定による命令をした場合を含む。）においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 14 前項の標識は、第一項又は第十項の規定による命令に係る建築物又は建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、第一項又は第十項の規定による命令に係る建築物又は建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 15 第一項、第七項又は第十項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しな

い。

(違反建築物の設計者等に対する措置)

- 第九条の三 特定行政庁は、第九条第一項又は第十項の規定による命令をした場合（建築監視員が同条第十項の規定による命令をした場合を含む。）においては、国土交通省令で定めるところにより、当該命令に係る建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人（請負工事の下請人を含む。次項において同じ。）若しくは当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者又は当該命令に係る浄化槽の製造業者の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和二十四年法律第百号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法、浄化槽法又は宅地建物取引業法による免許又は許可の取消し、業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を同項の規定による通知をした特定行政庁に通知しなければならない。

平成 18 年 5 月 11 日

国住指第 541 号

都道府県建築行政担当部長殿

国土交通省住宅局建築指導課長

違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方
について
(技術的助言)

今般、構造計算書偽装問題及び系列ホテルにおける不正改造問題など、同一の建築主、設計者等が多数の建築物において違法行為を繰り返す極めて悪質な問題が発生したこと、関係機関が違法行為若しくは違法行為の疑義に関する情報（以下「違法行為等に関する情報」という。）を把握した際に早期に特定行政庁等が違法行為等に関する情報を共有することで被害の拡大を防止できた可能性があることに鑑み、違法行為等に関する情報を把握した場合の初動対応の手順等について、下記のとおりとりまとめたので通知する。

また、貴管内特定行政庁にも、この旨周知されるようお願いする。

記

1 違法行為等に関する情報を把握した際の初動対応

(1) 特定行政庁、都道府県または国土交通省は、違法行為等に関する情報を通報等により把握した際は、当該情報について以下の事項を確認（当初情報で確認できない場合で、通報者等に連絡できる場合は通報者等に照会して確認）し、所在地の特定行政庁に情報提供するものとする。

- ① 建築基準法令の規定に違反することについて具体性があること。
- ② 建築物の所在の特定が可能であること。

(2) (1) により情報提供を受けた特定行政庁は、建築基準法第 12 条第 5 項に基づく所有者、建築主、設計者、施工者、指定確認検査機関等に対する報告聴取、同法第 12 条第 6 項に基づく建築物への立入検査等により違反事実の把握に努め、違反の可能性が高いと判断される場合（違反事実を確認し、是正命令を発するに

至っていない場合を含む。)は、建築基準法第9条の3に準じて、建築士及び建築士事務所を指導監督する都道府県知事、建築士を指導監督する国土交通大臣に情報提供するものとする。この際、国土交通大臣への情報提供は、国土交通省地方整備局等の担当窓口を通じ行う。

違反事実が確認された場合には、是正指導を行い、指導に従わない場合は、建築基準法第9条に基づき是正命令を発するとともに、同法第9条の3に基づき関係機関に通知しなければならない。

同通知を受けた都道府県知事又は国土交通大臣は、聴聞等の手続きを経て、建築士等の処分を行うものとする。

なお、違反是正の手続きについては、「既存建築物に係る違反是正作業マニュアルについて（技術的助言）」（平成14年4月11日付け国住指第163号）に基づき行うものとする。

(3) (2) の情報提供にあたっては、以下の資料を添付するものとする。

- ① 建築計画概要書
- ② 違反または違反の疑いのある部分を示す設計図書等
- ③ 報告聴取、立入検査等の結果をまとめた文書
- ④ 違反是正のための勧告書又は命令書がある場合はその書面
- ⑤ 相手方から提出された書面がある場合はその書面
- ⑥ 定期報告対象建築物の場合は、直近の定期調査・検査報告書
- ⑦ 公表予定がある場合は、公表予定資料

(4) 建築士事務所を指導監督する都道府県知事は、特定行政庁から(2)により情報提供を受けた場合で、建築士・建築士事務所の関与があると認められる場合には、建築士法第26条の2に基づき、建築士事務所の開設者、管理建築士に対し、情報に係る報告を求め又は事務所に立入検査を行い、特定行政庁と連携して事実関係の把握に努めるものとする。

また、上記により違反が確認された場合、都道府県知事は、建築士事務所の帳簿等の調査を通じ、建築士等が他に同様の違反を行った可能性のある他の建築物のリストを作成し、建築物が所在する特定行政庁ごとに情報提供するものとする。なお、情報提供にあたり物件が多数に及ぶ場合は、都道府県知事は、(2)により情報提供を受けた物件と建築時期、構造種別等の類似性の高い物件を適宜抽出してリストを作成するものとする。

(5) また、特定行政庁は、同一の建築主が(2)で把握・確認した違反と同様の違反を繰り返している疑義がある場合は、建築主に対し、これまで建築してきた

他の物件のリストを提出させ、リストにある建築物が所在する特定行政庁に対し、これらの建築物の情報を提供するものとする。

なお、情報提供にあたり物件が多数に及ぶ場合は、特定行政庁は(2)で把握・確認した違反物件と建築時期、構造種別等の類似性の高い物件を適宜抽出したリストを提出させるものとする。

(6) (4)及び(5)による建築物の情報提供を受けた特定行政庁は、当該建築物について建築基準法に基づく報告聴取等を行い違反事実の有無等を調査するものとする。

(7) (4)の建築士事務所に関する調査にあたっては、都道府県知事は、一級建築士の関与があると認められる場合には、国土交通省地方整備局等と連携をとって行うものとする。なお、国土交通省地方整備局等は国土交通本省住宅局と情報を共有するものとする。

2 公表について

(1) 特定行政庁は、違法行為を把握、確認した場合は、建築物の所有者に通知するとともに、違反の態様に応じ、周囲の安全の確保等公表することの公益性といわゆる風評被害など所有者の財産権の保護等を比較考量した上で原則として事実関係を公表するものとする。

なお、調査が継続中であり、違法行為の確認に至っていない場合でも、所有者への情報提供については十分配慮されたい。

(2) 国土交通省は、特定行政庁から違反事実を確認した旨の報告を受けた際、著しく危険もしくは悪質であり、かつ、きわめて社会的影響が大きい違反行為であると認めた場合については、特定行政庁と調整した上で公表するものとする。

また、違反物件と直接関わりのない都道府県及び特定行政庁、関係団体等に対して当該違反事実の情報提供を行い注意喚起を図るものとする。

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（工事監理に関する報告）

第二十三条の二 請負人は、その請け負った建設工事の施工について建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十八条第三項の規定により建築士から工事を設計図書のとおりを実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、第十九条の二第二項の規定により通知された方法により、注文者に対して、その理由を報告しなければならない。

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。

3～5 （略）

（主任技術者及び監理技術者の職務等）

第二十六条の三 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(指示及び営業の停止)

第二十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十四条の七第一項、第二項及び第四項を含む。第四項において同じ。）、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。）第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

- 一 建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。
- 二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。
- 三 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不相当であると認められるとき。
- 四 建設業者が第二十二条の規定に違反したとき。
- 五 第二十六条第一項又は第二項に規定する主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不相当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき。
- 六 建設業者が、第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき。
- 七 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき。
- 八 建設業者が、情を知つて、第三項の規定により営業の停止を命ぜられている者又は第二十九条の四第一項の規定により営業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結したとき。

九 履行確保法第三条第一項、第五条又は第七条第一項の規定に違反したとき。

2 (略)

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4～7 (略)

(許可の取消し)

第二十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

一～五 (略)

六 前条第一項各号のいずれかに該当し情状特に重い場合又は同条第三項若しくは第五項の規定による営業の停止の処分に違反した場合

2 (略)

○建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）（抄）

（懲戒）

第十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。

一 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。

二 業務に関して不誠実な行為をしたとき。

2～3 （略）

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により、業務の停止を命じ、又は免許を取り消そうとするときは、それぞれ中央建築士審査会又は都道府県建築士審査会の同意を得なければならない。

○一級建築士の懲戒処分の基準（平成 27 年 5 月 8 日制定）（抄）

備考 3 懲戒事由の説明

7. 工事監理不履行・不十分

法に定める工事監理を十分に行わず、あるいは工事が設計図書のとおりに行われていないと認めたにもかかわらず、工事施工者に注意せず、また工事施工者がこれに従わないにもかかわらず、建築主に報告しなかった場合